

官報 号外

平成十一年十一月十二日

○第四百十六回 参議院会議録第四号

平成十一年十一月十二日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第四号

平成十一年十一月十二日

午前十時開議

- 第一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 一、請暇の件
- 一、日程第一より第五まで
- 一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(西田吉宏君外九名発議)(委員会審査省略要求事件)
- 一、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

平成十一年十一月十二日 参議院会議録第四号

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。この際、お諮りいたします。

日出英輔君から海外渡航のため来る十四日から八日間の請暇の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

日程第二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。総務委員長小川勝也君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(小川勝也君登壇、拍手)

○小川勝也君 ただいま議題となりました給与関係二法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、一般職職員給与法等改正案は、本年八月の給与についての人事院勧告を完全実施するため、指定職及び本省課長級職員を除く一般職国家公務員の俸給月額の改定、福祉職俸給表の新設、

期末手当等の支給額の引き下げ、基準日に育児休業中の職員への期末・勤勉手当の支給等の措置を講じようとするものであります。

次に、特別職職員給与法改正案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、秘書官の俸給月額を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、今回の年間給与引き下げの基本的考え方、労働基本権制約の代償措置である人勤制度のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の吉川委員より両案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般職給与法等改正案に対し、附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十三

賛成

二百七

反対

二十三

よって、両案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外交・防衛委員長矢野哲朗君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(矢野哲朗君登壇、拍手)

○矢野哲朗君 ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、外交・防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この法律案は、一般職職員の例に準じて防衛庁職員の給与の改定等を行うものとして、参事官等及び自衛官のうち指定職及び本省庁課長級職員を除く職員の俸給月額、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生手当、営外居住を許可された曹以下の階級にある自衛官に支給する営外手当をそれぞれ引き上げること等について規定しております。

委員会におきましては、今回の給与改定に対する防衛庁長官の所見、給与改定に伴う防衛庁予算の歳出削減見込み額、自衛官の処遇改善等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の小泉理事から反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

請暇の件 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

平成十一年十一月十二日 参議院会議録第四号

裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件 国会

二

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

二百十一

反対

二十三

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 裁判官の報酬等

に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

日程第五 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長風間相君。

間相君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔風間相君登壇、拍手〕

○風間相君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて裁判官及び検察官の給与の改定等を行うものであるとあります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、裁判官の報酬についての憲法上の保障と期末手当減額との関係、期末手当減額が裁判官、検察官の士気に与える影響、育児休業を取得しやすい職場環境の整備等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

二百十一

反対

二十三

よって、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、お諮りいたします。国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(西田吉宏君外九名発議)は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して、日程に追加することとし、あわせて、

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)を日程に追加し、両案を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、両案の趣旨説明を求めます。議院運営委員長西田吉宏君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔西田吉宏君登壇、拍手〕

○西田吉宏君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、自由党及び参議院の会の賛同のもとに提出いたしましたものであり、その内容は、一般職の国家公務員の給与の改定に伴い、国会議員の秘書に適用されている別表第一及び別表第二の給料表の改定を行うこととするものであって、本年四月から適用することといたしております。

次に、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、議院運営委員会提出によるものでありまして、一般職の国家公務員に準

じ、育児休業中の国会議員に期末・勤勉手当等を支給しようとするものであります。

以上が両法律案の趣旨及び内容でございます。何とぞ御賛同くださいますようお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

二百十一

反対

二十三

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三

賛成 二百三十三

反対 ○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 曾野 久光君

議員
鶴保 廣介君 魚住裕一郎君
渡辺 孝男君 中島 啓雄君
岩本 莊太君 入澤 肇君
福本 潤一君 山本 保君
森山 裕君 山崎 力君
阿曾田 清君 沢 たまき君
大森 礼子君 加藤 修一君
末広まきこ君 水野 誠一君
高橋 令則君 月原 茂晴君
高野 博師君 松 あきら君
益田 洋介君 海野 義孝君
長谷川道郎君 奥村 展三君
平野 貞夫君 戸田 邦司君

但馬 久美君 弘友 和夫君
荒木 清寛君 山下 栄一君
松岡満壽男君 堂本 暁子君
田村 秀昭君 泉 信也君
風間 昶君 日笠 勝之君
森本 晃司君 木庭健太郎君
田名部匡省君 渡辺 秀央君
星野 朋市君 扇 千景君
浜四津敏子君 統 訓弘君
浜田卓二郎君 鶴岡 洋君
白浜 一良君 世耕 弘成君
脇 雅史君 山下 善彦君
山内 俊夫君 依田 智治君
森田 次夫君 森下 博之君
日出 英輔君 仲道 俊哉君
齊藤 滋宣君 国井 正幸君
水島 裕君 岩瀬 良三君
大野つや子君 市川 一朗君
常田 享詳君 畑 恵君
保坂 三蔵君 岩永 浩美君
田村 公平君 三浦 一水君
阿部 正俊君 武見 敬三君
矢野 哲朗君 山崎 正昭君
河本 英典君 南野知恵子君
谷川 秀善君 加藤 紀文君
上野 公成君 服部三男雄君
佐藤 泰三君 岡 利定君
松谷蒼一郎君 須藤良太郎君
久世 公堯君 鴻池 祥肇君
西田 吉宏君 若林 正俊君
田中 直紀君 陣内 孝雄君
中曾根弘文君 清水嘉与子君

青木 幹雄君 野沢 太三君
井上 吉夫君 吉川 芳男君
岡野 裕君 鈴木 政二君
林 芳正君 山本 一太君
長峯 基君 佐々木知子君
佐藤 昭郎君 久野 恒一君
岸 宏一君 木村 仁君
亀井 郁夫君 景山俊太郎君
馳 浩君 阿南 一成君
有馬 朗人君 岩城 光英君
加納 時男君 溝手 顕正君
龜谷 博昭君 北岡 秀二君
平田 耕一君 橋本 聖子君
中原 爽君 中島 眞人君
釜本 邦茂君 野間 越君
吉村剛太郎君 松村 龍二君
小山 孝雄君 塩崎 恭久君
岩井 國臣君 海老原義彦君
片山虎之助君 尾辻 秀久君
鹿熊 安正君 大島 慶久君
狩野 安君 成瀬 守重君
鎌田 要人君 石渡 清元君
村上 正邦君 倉田 寛之君
竹山 裕君 真鍋 賢二君
石井 道子君 井上 裕君
岩崎 純三君 坂野 重信君
中村 敦夫君 羽田雄一郎君
木俣 佳丈君 浅尾慶一郎君
松田 岩夫君 福山 哲郎君
櫻井 充君 郡司 彰君
佐藤 雄平君 海野 徹君
谷林 正昭君 小川 敏夫君

藤井 俊男君 高嶋 良充君
本田 良一君 小川 勝也君
齋藤 勁君 平田 健二君
朝日 俊弘君 和田 洋子君
前川 忠夫君 伊藤 基隆君
小山 峰男君 江本 孟紀君
直嶋 正行君 石田 美栄君
円より子君 堀 利和君
今井 澄君 峰崎 直樹君
岡崎トミ子君 篠瀬 進君
佐藤 泰介君 今泉 昭君
興石 東君 足立 良平君
笹野 貞子君 千葉 景子君
山下八洲夫君 江田 五月君
藁科 満治君 北澤 俊美君
角田 義一君 本岡 昭次君
寺崎 昭久君 吉田 之久君
竹村 泰子君 内藤 正光君
西川きよし君 小池 晃君
宮本 岳志君 福島 瑞穂君
小宮山洋子君 畑野 君枝君
小泉 親司君 照屋 寛徳君
松崎 俊久君 石井 一二君
八田ひろ子君 富樫 練三君
旦下部徳代子君 小林 元君
佐藤 道夫君 大沢 辰美君
井上 美代君 阿部 幸代君
須藤美也子君 谷本 巍君
清水 澄子君 長谷川 清君
柳田 稔君 岩佐 恵美君
林 紀子君 西山登紀子君
緒方 靖夫君 三重野栄子君

四

山下	善彦君	村上	正邦君
輿石	東君	北澤	俊美君
内藤	正光君	佐藤	雄平君

予算委員

辞任

補欠

尾辻 秀久君 北岡 秀三君
片山虎之助君 国井 正幸君
村上 正邦君 小山 孝雄君
今泉 昭君 本田 良一君

議院運営委員

辞任

補欠

本田 良一君 今泉 昭君
懲罰委員

辞任

補欠

小山 孝雄君 村上 正邦君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

文教・科学委員会

理事 岩瀬 良三君 (狩野安君の補欠)
理事 橋本 聖子君 (馳浩君の補欠)
理事 石田 美栄君 (江本孟紀君の補欠)

国民福祉委員会

理事 田浦 直君 (清水嘉子君の補欠)
理事 水島 裕君 (常田享祥君の補欠)
理事 勝木 健司君 (朝日俊弘君の補欠)
理事 山本 保君 (渡辺孝男君の補欠)

経済・産業委員会

理事 馳 浩君 (成瀬守重君の補欠)
理事 円 より子君 (梁瀬進君の補欠)
国土・環境委員会

理事 田村 公平君 (太田豊秋君の補欠)
理事 岡崎トミ子君 (小川勝也君の補欠)
理事 高野 博師君 (福本潤一君の補欠)

同日議員西田吉宏君外九名から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第三号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(西田吉宏君外九名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六十七号)審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六十八号)審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六十九号)審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第六十五号)審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六十六号)審査報告書

本日委員長から次の議案が提出された。

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(参第四号)

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十一年十一月十一日

参議院議長 斎藤 十朗殿
総務委員長 小川 勝也

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成十一年八月十一日付けの給与改定に関する報告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、宿日直手当、期末手当及び期末特別手当の額の改定を行うとともに、期末手当、勤勉手当又は期末特別手当の基準日に育児休業をしている職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの間に勤務した期間がある職員には、それぞれ期末手当、勤勉手当又は期末特別手当を支給することとする等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府並びに人事院は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることを踏まえ、政府は人事院勧告制度を引き続き尊重するとともに、人事院は官民給与の精確な比較等により公務員給与の適正な水準の維持・確保に努めること。

一 国民の公僕たる公務員は、国民から疑惑を招くことのないよう一層の綱紀の肅正に努めること。

右決議する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十一年十一月八日
内閣総理大臣 小淵 恵三

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

(一)一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第九号中「別表第九」を「別表第十」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 福祉職俸給表(別表第九)

第十九条の二第一項中「四千元」を「四千二百円」に、「一万九千元」を「二万円」に、「七千円」を「七千二百円」に、「六千円」を「六千三百円」に、「二万八千五百円」を「三万円」に、「一万五百円」を「二万八千円」に改め、同条第二項中「二万円」を「二万八千円」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に、「百分の百九十」を「百分の百八十五」に、「百分の百七十」を「百分の百四十五」に改める。

第十九条の八第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に、「百分の百九十」を「百分の百六十五」に改める。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表 (第六条関係)

イ 行政職俸給表 (一)

職等の号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	137,500	174,400	189,000	225,000	243,100	264,300	284,300	306,300	341,300	380,200	430,100
2	141,900	181,400	196,300	233,300	252,300	273,500	293,800	316,600	353,700	392,800	444,800
3	146,500	188,900	203,800	242,000	261,700	282,800	303,600	327,100	366,100	405,400	459,500
4	151,800	195,000	211,300	251,100	270,500	292,100	313,700	337,800	378,200	418,000	474,300
5			219,500	260,400	278,300	301,500	323,700	348,500	390,100	430,700	488,800
6	157,700	200,500	227,600	269,100	288,200	311,100	333,900	358,200	402,000	443,100	503,200
7	163,800	206,000	235,600	277,800	297,000	320,700	344,100	369,300	413,800	455,300	517,600
8	170,200	211,400	243,200	286,300	306,700	330,300	354,100	379,100	425,800	468,900	531,800
9	174,800	216,400	249,300	294,700	314,400	339,900	363,800	388,800	437,600	478,300	546,100
10	178,600	220,900	256,400	302,900	322,900	349,400	373,300	398,400	448,700	489,400	560,400
11	181,800	225,400	262,800	310,800	331,200	359,000	382,600	408,000	458,800	499,200	571,800
12	184,700	229,800	268,500	318,300	338,900	368,400	391,600	417,600	468,500	508,200	579,200
13	187,500	234,100	274,100	325,500	346,500	371,600	400,300	426,500	476,400	515,800	586,300
14	189,800	237,400	279,300	332,500	353,800	386,600	407,400	434,700	483,100	522,900	592,500
15	191,900	240,500	284,500	336,800	359,600	394,300	413,100	440,700	489,800	527,500	597,300
16	193,500	243,600	289,100	344,500	364,500	400,000	418,000	446,600	494,400		
17		246,600	293,300	348,200	368,500	405,200	422,300	450,500	498,900		
18		249,500	297,000	351,600	371,900	408,700	426,000	454,400	503,200		
19		251,500	300,300	354,900	374,900	412,300	429,700	458,300			
20			302,700	357,200	377,800	415,800	433,300	462,000			
21			304,700	359,500	380,400	419,300	437,000	465,800			
22			306,700	361,800	383,000	422,800	440,700				
23			308,700	364,100	385,600	426,300					
24			310,700	366,400	388,200	429,900					
25			312,700	368,800	390,900						
26			314,800	371,100	393,700						
27			316,500	373,400							
28			318,500	375,800							
29			320,500								
30			322,500								
31			324,500								
32			326,500								

備考 (一) この表は、他の俸給表の通用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の通用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、184,200円とする。

ロ 行政職俸給表 (二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	168,600	187,800	206,200	233,400	262,600
2	123,300	175,500	193,800	212,500	240,500	270,100
3	127,000	181,600	199,900	219,200	247,600	277,700
4	130,900	187,700	206,100	226,300	254,900	285,900
5	134,800	193,100	212,400	233,300	261,900	294,200
6	139,000	198,300	218,900	240,200	268,900	302,800
7	143,800	203,700	225,800	246,600	275,700	311,400
8	148,700	209,300	232,200	252,600	282,100	319,800
9	154,800	214,800	238,600	258,500	288,000	327,900
10	161,000	220,100	244,500	264,400	293,600	335,700
11	168,300	225,800	250,200	269,900	299,200	343,400
12	175,100	231,000	255,900	275,200	304,700	350,700
13	181,100	235,900	261,200	280,300	310,100	357,900
14	186,700	240,900	266,400	285,400	315,200	364,300
15	191,500	245,700	271,400	290,200	320,000	370,500
16	196,200	249,900	276,000	295,100	324,700	376,600
17	200,900	254,100	280,800	299,200	329,100	382,400
18	205,000	258,000	285,500	302,900	333,500	387,800
19	208,800	261,200	290,000	306,100	337,600	392,900
20	211,900	263,700	293,700	309,100	341,400	397,500
21	215,000	265,800	296,300	312,000	344,900	402,100
22	218,100	267,800	298,700	314,700	348,100	406,400
23	221,000	269,500	301,100	317,400	350,600	409,800
24	223,800	271,100	303,200	320,000	353,100	
25	226,100	272,700	305,200	322,400	355,500	
26	228,300	274,400	307,100	324,600	357,900	
27	230,500	276,100	309,000	326,700	360,300	
28	232,700	277,800	310,900	328,800		
29	234,700	279,400	312,800	331,000		
30	236,700	281,100	314,800	333,200		
31	238,600	282,700	316,800	335,400		
32	240,400	284,400				
33		286,100				

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表（第六条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	226,200	275,200	313,500	341,300	380,200	430,100
2	158,600	237,400	287,100	326,400	353,700	392,800	444,800
3	165,400	248,800	299,100	338,100	366,100	405,400	459,500
4	175,000	260,100	311,000	348,800	378,200	418,000	474,300
5	182,300	271,200	322,800	359,500	390,100	430,700	488,800
6	190,100	281,700	334,400	369,500	402,000	443,100	503,200
7	197,400	292,300	344,500	379,200	413,800	455,300	517,500
8	204,900	302,700	354,400	388,800	425,800	466,900	531,800
9	212,400	313,100	364,000	398,400	437,600	478,300	546,100
10	220,400	323,200	373,500	408,000	448,700	489,400	560,400
11	228,500	331,300	382,700	417,600	458,800	499,200	571,800
12	236,200	338,900	391,700	426,600	468,500	508,200	579,200
13	243,700	346,500	400,400	434,700	476,400	515,800	586,300
14	250,400	353,400	407,400	440,700	483,100	522,900	592,500
15	256,900	358,400	413,100	446,600	489,800	527,500	597,300
16	263,300	361,700	416,400	450,500	494,400		
17	268,900	364,300	419,700	454,400	498,900		
18	274,200	366,700	423,100	458,300	503,200		
19	279,300	369,100	426,500	462,000			
20	284,500	371,500	430,000	465,800			
21	289,100	373,900	433,400				
22	293,300	376,300	437,000				
23	297,000						
24	300,300						
25	302,700						

備考（一） この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、185,300円とする。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職階の号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	153,500	198,200	225,500	254,900	274,700	295,300	315,700	337,600	369,400	405,100	445,100
2	159,800	205,800	232,900	263,900	283,900	305,000	325,900	346,000	379,300	417,500	456,800
3	167,200	213,100	240,600	282,400	302,700	314,700	336,200	356,500	390,400	429,800	468,500
4	174,600	219,000	248,100	291,600	311,900	335,100	356,900	379,400	411,000	452,000	491,700
5	182,200	223,800	255,600	300,900	321,200	345,500	367,100	389,900	421,100	461,900	508,200
6	191,000	228,700	263,000	310,100	330,400	355,700	377,200	400,000	431,100	471,700	517,500
7	198,300	233,600	269,100	318,800	339,500	365,900	387,300	410,100	441,000	480,800	531,800
8	201,300	237,200	275,000	327,400	348,400	375,800	397,200	420,000	450,800	489,900	536,100
9	204,300	240,400	280,800	335,800	357,000	385,500	407,100	429,900	460,300	498,700	560,400
10											
11	206,500	243,200	286,400	343,900	364,200	395,200	416,900	439,700	469,100	507,500	571,800
12	208,600	246,200	291,700	351,400	370,500	404,900	426,700	449,400	477,600	516,300	579,200
13	210,500	249,200	296,100	356,700	376,200	414,500	436,400	458,500	486,100	525,100	586,300
14	212,100	252,200	300,100	360,900	381,900	424,300	443,300	466,800	494,600	532,600	592,500
15		254,300	303,700	364,900	387,100	433,100	449,900	474,400	502,900	537,000	597,300
16			307,000	368,400	391,700	438,900	455,500	481,000	507,100		
17			309,200	371,100	395,200	444,600	459,900	485,100	511,200		
18				373,600	398,500	448,900	464,400	489,200	515,300		
19				375,900	401,800	452,500	467,900	493,300			
20				378,100	404,600	455,900	471,400	497,000			
21				380,300	407,200	459,300	475,000	500,800			
22				382,400		462,800	478,700				
23				384,500		466,300					
24						469,900					

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,700円とする。

別表第四 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表（一）

職階の階級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	160,200	175,900	183,300	202,800	227,400	275,300	286,300	315,700	337,600	369,400	405,100	445,100
2	166,900	183,300	192,600	211,300	235,900	284,600	305,000	325,800	348,000	379,900	417,500	456,800
3	174,100	192,600	202,800	220,000	264,600	294,100	314,700	336,200	368,500	390,400	429,800	468,500
4	181,300	202,800	219,400	227,700	274,000	313,000	335,100	356,900	388,900	411,000	452,000	491,700
5	190,000	210,400	225,700	235,400	283,200	322,200	345,500	367,100	398,900	421,100	461,900	503,200
6	199,800	218,100	225,700	243,100	292,600	331,300	355,700	377,200	400,000	431,100	471,700	517,500
7	207,500	225,700	232,700	251,200	302,000	340,300	365,900	387,300	410,100	441,000	480,800	531,800
8	215,100	232,700	240,100	259,600	311,400	349,300	375,800	397,200	420,000	450,800	489,900	546,100
9	222,600	240,100	248,200	267,700	320,000	358,100	385,500	407,100	429,900	460,300	498,700	560,400
10	229,600	248,200	256,300	275,900	328,600	366,400	395,200	416,900	439,700	469,100	507,500	571,800
11	237,000	256,300	264,400	284,100	337,100	374,600	404,900	426,700	449,400	477,600	516,300	579,200
12	245,100	264,400	272,500	292,400	345,500	382,500	414,500	436,300	458,500	486,100	525,100	586,300
13	252,200	271,400	280,700	300,300	353,600	390,400	424,300	446,300	468,800	494,600	532,600	592,500
14	260,300	279,400	288,800	308,300	360,900	398,200	433,100	449,900	474,400	502,900	537,000	597,300
15	268,300	287,300	296,400	316,500	368,500	405,400	438,900	455,500	481,000	507,100	541,200	605,500
16	276,800	294,800	303,900	325,000	376,300	412,600	446,900	463,400	489,200	515,300	549,400	613,700
17	282,700	301,800	311,400	333,400	384,200	418,400	448,900	465,400	491,200	517,300	551,400	621,700
18	288,200	308,800	318,800	341,800	392,000	424,100	452,500	467,900	493,300	519,400	553,500	629,700
19	295,800	315,800	326,000	348,800	399,200	427,800	455,900	471,400	497,000	523,100	557,600	637,700
20	302,400	322,400	332,200	356,400	406,400	430,900	459,300	475,000	500,800	526,900	561,000	645,700
21	308,600	328,600	338,600	364,200	412,300	433,900	462,800	478,700	504,600	530,700	565,100	653,700
22	315,100	335,400	347,100	372,200	418,200	437,100	466,300	482,200	508,000	534,100	569,200	661,700
23	321,100	341,900	354,000	380,000	421,900	440,300	469,500	485,700	511,000	537,100	573,300	669,700
24	326,900	348,500	360,800	387,200	425,000	443,200	472,800	489,000	514,300	540,400	577,400	677,700
25	332,800	355,100	367,600	394,400	428,000	446,400	476,000	492,200	517,500	543,500	581,500	685,700
26	338,600	361,300	373,800	400,400	431,100	449,600	479,200	495,400	520,700	546,700	584,700	693,700
27	343,600	366,800	379,300	406,300	434,300	452,800	482,400	498,600	523,900	549,900	587,900	701,700
28	347,200	371,700	384,300	410,000	437,500	456,000	485,600	501,800	527,100	553,100	591,100	709,700
29	351,000	376,100	389,300	413,100	440,200	459,200	488,800	505,000	530,300	556,300	594,300	717,700
30	354,900	380,700	392,300	416,100	443,400	462,400	492,000	508,200	533,500	559,500	597,500	725,700
31	358,700	385,400	395,100	419,200	446,600	465,600	495,200	511,400	536,700	562,700	600,700	733,700
32	361,200	388,600	397,800	422,400	449,800	468,800	498,400	514,600	539,900	565,900	603,900	741,700
33	364,000	391,200	400,600	425,600	453,000	472,000	501,600	517,800	543,100	569,100	607,100	749,700
34	367,000	394,000	403,400	428,800	456,200	475,200	504,800	521,000	546,300	572,300	610,300	757,700
35	369,900	396,900	406,300	432,000	459,400	478,400	508,000	524,200	549,500	575,500	613,500	765,700
36	373,000	400,000	409,400	435,200	462,600	481,600	511,200	527,400	552,700	578,700	616,700	773,700
37	376,100	403,100	412,500	438,400	465,800	484,800	514,400	530,600	555,900	581,900	619,900	781,700

備考（一） この表は、警察官、国警署長官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
（二） 3級の3号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、206,400円とする。

ロ 公安職俸給表 (二)

号	俸 給 月 額	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	153,500	198,200	225,500	254,900	274,700	295,300	315,700	337,600	359,400	379,900	405,100	445,100
2	160,000	205,800	232,900	263,900	283,900	305,000	325,900	348,000	368,500	390,400	417,500	456,800
3	167,900	213,100	240,600	273,200	293,300	314,700	336,200	358,500	379,900	400,800	441,300	480,200
4	175,900	219,000	248,100	291,600	311,900	335,100	356,900	379,400	411,000	452,000	491,700	
5												
6	184,000	224,800	255,600	300,900	321,200	345,500	367,100	389,900	421,100	461,900	503,200	
7	191,600	230,400	263,000	310,100	330,400	355,700	377,200	400,000	431,100	471,700	517,500	
8	198,300	235,700	270,000	318,800	339,500	365,900	387,300	410,100	441,000	480,800	531,800	
9	202,900	240,700	276,600	327,400	348,400	375,800	397,200	420,000	450,800	489,900	546,100	
10	207,300	245,300	283,200	335,800	357,000	385,500	407,100	429,900	460,300	498,700	560,400	
11	211,500	250,000	289,600	343,900	365,000	395,200	416,900	439,700	469,100	507,500	571,800	
12	215,600	255,200	295,300	351,400	372,800	404,900	426,700	449,400	477,600	516,300	579,200	
13	219,400	260,400	300,900	357,900	380,300	414,500	436,400	458,500	486,100	525,100	586,300	
14	222,800	265,400	306,400	363,100	387,600	424,300	443,300	466,800	494,600	532,600	592,500	
15	226,400	270,200	312,000	368,000	394,100	433,100	449,900	474,400	502,900	537,000	597,300	
16	229,800	274,400	316,600	372,400	399,300	436,900	455,500	481,000	507,100			
17	233,000	278,100	321,100	375,500	404,000	444,800	459,900	485,100	511,200			
18	235,800	281,800	325,300	378,500	407,700	448,900	464,400	489,200	515,300			
19	238,400	283,700	328,600	381,200	411,100	452,500	467,900	493,300				
20	240,700		331,100	384,000	414,200	455,900	471,400	497,000				
21	242,700		333,000	386,800	417,000	459,300	475,000	500,800				
22			334,900	389,000	419,600	462,800	478,700					
23			336,800	391,200		466,300						
24			338,700	393,400		469,900						
25			340,700									
26			342,600									

備考 (一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,700円とする。

別表第五 海事職俸給表 (第六条関係)

イ 海事職俸給表 (一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	257,200	310,100	338,700	377,300	464,100
2	165,000	219,000	266,400	324,000	350,300	390,900	477,100
3	174,500	227,800	276,400	337,300	361,900	404,500	490,000
4	184,300	236,900	286,900	348,600	373,600	422,300	502,600
5	194,100	245,000	300,800	360,000	385,100	440,000	515,000
6	204,600	253,000	314,500	371,500	396,300	457,200	526,900
7	215,300	260,700	327,600	382,900	410,600	469,500	538,400
8	222,100	268,400	336,300	394,000	424,600	481,400	548,800
9	228,500	276,300	344,900	405,100	438,100	492,400	558,200
10	233,300	283,600	353,500	416,000	447,600	503,400	565,400
11	237,100	290,800	361,600	426,800	456,700	513,900	572,400
12	241,200	297,200	369,300	435,400	465,200	522,600	579,000
13	245,200	303,000	376,800	442,500	473,400	529,800	585,300
14	249,100	308,800	384,000	449,500	480,200	535,800	591,000
15	252,400	313,400	390,900	456,300	485,300	541,300	595,600
16	255,600	318,000	397,500	460,700	489,400	546,400	
17	258,900	322,400	403,500	464,000	493,400	550,400	
18	262,000	325,500	406,500	467,400	497,300	554,300	
19	264,000	328,600	409,400	470,800	501,200	558,300	
20			412,200	474,300	505,000	562,400	
21			415,100	477,800	508,700		
22			418,000	481,300	512,400		
23			420,900	484,800	516,300		
24			423,800	488,300			
25			426,900	492,000			
26			430,000				
27			433,100				

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 海事職俸給表 (二)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	207,500	235,200	268,400	301,800
2	139,900	175,800	214,400	242,700	276,700	310,100
3	143,900	183,800	220,800	250,500	285,400	318,400
4	149,000	192,600	227,800	259,400	293,600	326,700
5	155,000	200,300	235,100	268,000	300,800	335,200
6	161,000	207,000	242,600	276,200	307,700	344,100
7	167,900	213,500	250,400	284,400	314,300	352,700
8	175,500	219,000	259,100	291,200	320,900	361,000
9	182,800	225,300	267,600	297,800	327,100	368,900
10	191,100	231,600	275,500	304,300	333,200	376,900
11	198,700	238,200	283,100	310,500	339,100	384,900
12	205,200	244,800	289,700	316,300	344,800	392,500
13	211,600	250,900	296,100	321,500	350,600	400,000
14	217,000	257,400	302,400	326,700	355,900	407,100
15	222,300	263,700	308,100	331,200	360,800	413,500
16	227,600	269,600	313,600	335,500	365,600	419,500
17	232,800	275,400	318,100	339,200	369,900	425,500
18	237,700	280,900	322,500	342,700	373,700	431,300
19	242,800	286,300	326,800	346,100	376,800	437,000
20	247,300	291,100	330,600	349,100	379,700	442,100
21	250,600	295,000	333,200	352,100	382,600	446,900
22	253,500	297,700	335,800	354,400	385,500	451,300
23	255,500	300,400	338,300	356,600	388,400	455,000
24		302,800	340,600	358,800	391,300	
25		304,800	342,600	361,000	394,200	
26		306,600	344,600	363,200	397,100	
27		308,300	346,500	365,400	400,000	
28		310,000	348,400	367,700		
29		311,800	350,300	370,100		
30			352,200			
31			354,200			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表 (第六条関係)

イ 教育職俸給表 (一)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	260,500	294,500	378,000
2	164,400	207,300	273,900	309,900	393,700
3	172,500	216,500	287,100	325,500	406,500
4	182,800	226,000	301,200	341,000	419,200
5	193,700	235,900	315,400	356,600	431,600
6	201,700	245,600	329,600	372,200	443,600
7	209,500	258,800	343,300	387,700	455,600
8	217,500	271,800	357,000	399,200	467,500
9	226,200	284,800	370,600	410,200	479,200
10	236,000	297,100	380,800	420,200	490,800
11	244,200	309,400	391,000	429,500	502,500
12	253,000	321,500	400,900	438,300	514,100
13	261,400	329,700	409,800	447,000	525,800
14	269,500	336,800	418,500	454,900	537,300
15	277,100	343,700	426,400	462,500	548,000
16	284,500	350,400	434,000	469,800	557,400
17	291,400	357,000	441,300	476,200	566,800
18	298,000	363,000	448,600	482,100	576,100
19	304,500	369,000	454,800	487,700	585,200
20	310,600	374,800	459,800	493,300	593,800
21	316,500	380,400	464,400	498,800	600,300
22	321,500	386,000	467,600	504,200	605,400
23	326,200	390,800	470,800	509,400	610,200
24	330,700	394,900	473,900	513,500	
25	334,300	397,800	477,000	516,900	
26	337,500	400,700	480,100	520,400	
27	340,600	403,600	483,300		
28	343,400	406,400	486,500		
29	345,600	409,200			
30	347,700	412,000			
31	349,800	414,800			
32	351,900	417,700			
33	353,900	420,700			
34	356,000	423,700			
35	358,100				
36	360,200				
37	362,400				
38	364,800				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 教育職俸給表 (二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	320,900	418,500
2	150,600	195,300	335,000	428,700
3	157,100	202,500	348,600	438,500
4	164,400	210,100	359,100	448,300
5	172,500	217,900	369,500	458,000
6	181,700	226,100	380,100	467,200
7	191,800	237,600	390,200	476,300
8	198,700	249,800	400,200	485,000
9	206,000	262,000	410,100	494,300
10	213,000	275,000	419,600	503,500
11	220,400	288,200	428,700	513,800
12	228,200	301,700	437,600	523,100
13	236,900	315,700	446,100	531,800
14	244,900	329,700	454,000	539,400
15	253,000	342,700	461,700	544,000
16	261,200	352,900	469,300	
17	269,200	363,100	477,600	
18	277,100	373,200	485,900	
19	284,900	382,800	494,000	
20	292,000	392,300	502,100	
21	298,700	401,500	510,200	
22	305,000	409,600	517,200	
23	311,200	417,000	521,400	
24	317,200	424,400		
25	323,200	431,400		
26	329,100	437,800		
27	334,700	443,400		
28	340,200	448,900		
29	345,400	453,800		
30	349,200	458,300		
31	352,300	462,700		
32	355,200	467,000		
33	358,100	470,000		
34	360,100			
35	362,100			
36	364,000			
37	365,800			
38	367,600			
39	369,800			
40	372,000			

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表 (三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	278,500	413,300
2	150,600	166,600	292,500	422,400
3	157,100	175,000	306,700	431,100
4	164,400	184,200	320,900	439,800
5	172,500	195,300	335,000	448,200
6	181,700	202,500	348,600	456,200
7	191,800	210,100	359,100	464,100
8	198,700	217,900	369,500	471,500
9	205,900	226,100	379,900	478,700
10	212,800	237,600	389,000	485,600
11	219,800	249,800	397,700	492,800
12	227,100	262,000	406,100	500,100
13	234,900	275,000	414,400	506,800
14	242,500	288,200	422,200	512,100
15	249,700	301,700	429,900	516,200
16	256,900	315,700	437,300	
17	263,700	329,700	444,300	
18	270,300	342,700	451,000	
19	276,900	352,900	457,700	
20	282,900	362,900	463,800	
21	288,300	372,900	469,300	
22	293,400	381,400	474,100	
23	298,200	389,800	478,400	
24	302,500	397,600	482,200	
25	305,900	404,700	485,400	
26	309,300	411,200	488,400	
27	312,700	417,000		
28	315,200	422,400		
29	317,000	427,400		
30	318,800	432,300		
31	320,600	437,100		
32	322,400	441,300		
33	324,300	445,500		
34		449,700		
35		453,300		
36		455,900		

備考 (一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

二 教育職俸給表 (四)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	208,500	260,500	325,500	467,400
2	173,300	217,100	273,900	341,000	479,100
3	184,200	226,300	287,100	356,600	490,600
4	195,700	236,100	301,500	372,200	502,100
5	207,300	245,700	315,900	387,700	513,600
6	214,500	258,800	330,300	399,200	525,400
7	222,400	271,800	345,800	410,200	537,100
8	230,500	284,800	361,300	421,500	547,800
9	238,700	298,200	376,800	431,600	557,200
10	247,200	311,500	388,300	443,600	566,600
11	256,000	324,700	399,300	455,600	575,800
12	264,700	338,000	410,100	467,500	585,000
13	273,100	351,300	420,100	479,200	593,400
14	281,200	364,400	429,500	490,700	600,100
15	289,100	373,600	438,000	502,200	605,200
16	296,500	382,800	446,300	513,700	610,000
17	303,900	392,000	453,900	525,500	
18	310,700	400,400	461,300	534,100	
19	317,200	408,800	467,600	539,500	
20	323,000	416,800	473,000	544,800	
21	328,400	424,800	478,200	550,600	
22	333,400	432,400	483,100	556,400	
23	338,300	439,800	487,900	561,900	
24	342,600	446,100	492,800	566,600	
25	346,800	451,500	496,300	570,900	
26	350,200	456,700	499,700		
27	352,700	461,600	503,200		
28	355,100	466,400			
29	357,900	471,300			
30	360,600	474,800			
31	363,300	478,100			
32	365,800	481,400			
33	368,300				
34	370,800				
35	373,400				
36	376,100				
37	378,800				

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表 (第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 263,100	円 306,000	円 351,700
2	137,600	187,800	276,800	320,300	364,300
3	142,000	197,900	290,500	334,700	377,000
4	147,200	207,400	304,200	349,000	389,700
5	153,600	216,900	318,100	360,200	402,100
6	161,400	226,600	332,200	370,700	415,200
7	170,000	238,700	346,100	380,700	428,400
8	179,100	250,800	356,400	390,500	442,400
9	187,900	262,700	366,000	400,100	456,000
10	195,500	273,100	374,800	409,600	469,400
11	203,300	283,700	382,700	418,700	482,800
12	211,200	294,000	389,700	427,600	495,700
13	219,400	301,400	396,300	436,500	508,300
14	227,900	308,300	402,600	445,100	520,400
15	236,500	315,200	408,900	452,900	532,200
16	244,900	322,100	414,800	460,600	544,000
17	251,400	328,900	420,100	468,200	555,900
18	257,700	335,700	424,600	475,900	566,600
19	263,900	342,400	429,100	482,600	574,700
20	270,000	348,900	433,200	489,400	581,800
21	275,600	355,300	437,300	494,700	587,900
22	281,000	360,300	441,200	499,300	593,300
23	286,200	364,500	445,200	503,300	597,500
24	291,400	367,400	448,700		
25	296,200	370,300	452,200		
26	300,100	373,200			
27	303,900	376,100			
28	306,800	379,000			
29	309,300	381,900			
30	311,400				
31	313,500				
32	315,600				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表 (第六条関係)

イ 医療職俸給表 (一)

勤務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	—	305,100	357,800	439,900
2	241,900	321,700	375,100	453,200
3	252,300	338,500	392,400	465,600
4	268,100	355,400	409,700	477,800
5	284,900	372,400	422,900	489,600
6	301,300	389,600	436,300	501,300
7	317,100	406,800	449,300	512,400
8	333,100	419,800	461,600	523,000
9	348,400	431,500	473,500	533,600
10	361,600	442,400	484,700	543,600
11	374,800	452,200	495,700	553,600
12	387,600	461,600	506,400	562,800
13	397,100	470,800	516,400	571,600
14	406,200	479,800	526,400	580,500
15	413,700	488,700	535,100	589,100
16	418,500	497,500	543,800	597,800
17	423,100	503,800	552,400	605,900
18	425,800	508,800	559,300	612,600
19		513,100	566,000	617,900
20		516,600	570,800	622,700
21		520,200	575,600	
22		523,800	580,300	
23		527,300	584,500	
24		530,900	588,800	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表 (二)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	211,100	235,700	273,500	316,600	353,500	419,200
2	142,100	180,400	218,500	244,200	283,200	327,100	365,500	431,600
3	147,700	187,200	226,400	252,900	292,900	337,500	377,500	444,000
4	154,600	194,100	234,500	261,700	302,800	347,800	389,400	456,400
5	161,500	201,100	242,900	270,400	312,700	358,100	401,200	468,700
6	169,200	207,900	251,400	279,100	322,600	368,000	413,000	481,000
7	176,900	214,900	260,000	288,000	332,700	377,800	425,100	493,300
8	183,400	221,900	268,600	296,900	342,600	387,600	437,100	505,800
9	189,900	228,900	277,200	305,900	352,300	397,400	448,600	518,600
10	195,500	236,400	285,700	314,900	361,800	407,200	459,000	531,400
11	201,100	243,500	294,200	323,700	371,100	417,000	468,800	539,300
12	206,500	250,400	302,500	332,200	379,800	426,000	476,900	546,700
13	211,800	257,000	310,600	340,200	388,600	434,300	483,500	553,600
14	216,700	263,600	318,500	348,000	396,600	440,500	490,100	560,400
15	221,200	269,300	326,000	355,400	402,800	446,500	496,900	565,800
16	225,700	274,800	333,200	361,400	408,800	450,500	501,100	570,300
17	230,000	280,000	339,900	366,600	413,500	454,400	505,400	
18	234,300	285,200	346,000	371,300	418,200	458,300		
19	237,700	289,800	350,100	374,900	422,100	462,000		
20	240,800	294,300	354,200	378,400	425,700	465,800		
21	243,800	297,600	357,800	381,700	429,200			
22	246,200	300,100	360,500	384,700	432,700			
23	248,100	302,500	363,200	387,500	436,300			
24		304,300	365,600	389,900				
25		306,100	367,900	392,300				
26		307,900	370,000	394,900				
27		309,800	372,100	397,700				
28		311,700	374,300					
29			376,500					
30			378,900					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で
人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表 (三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	226,900	250,800	283,000	320,700	354,500
2	155,500	182,900	234,200	258,300	291,700	330,500	366,500
3	161,100	191,500	242,800	265,900	300,400	340,800	378,500
4	167,100	200,900	250,400	273,500	309,100	351,400	390,500
5	173,400	207,000	257,900	281,200	318,000	361,800	402,400
6	181,800	213,300	265,400	289,200	326,800	371,700	414,700
7	190,400	219,600	272,900	297,200	335,500	381,600	427,200
8	199,200	226,500	280,400	305,300	344,000	391,400	438,900
9	204,600	233,800	288,000	313,500	351,800	401,300	450,300
10	210,100	242,000	295,800	321,700	359,600	411,400	461,200
11	215,700	249,500	303,600	329,700	367,300	421,700	471,800
12	221,400	257,000	311,400	337,400	374,900	431,200	481,200
13	227,400	264,500	318,900	344,700	382,600	439,900	489,300
14	233,600	272,000	326,200	351,800	390,200	448,700	497,300
15	239,600	279,400	333,300	358,800	397,800	457,400	505,200
16	245,400	286,800	339,900	365,600	405,000	465,400	512,400
17	251,200	294,200	346,400	372,100	411,900	473,400	517,300
18	256,900	301,500	352,500	378,400	418,000	481,200	521,600
19	262,700	308,600	358,500	384,600	422,800	488,400	525,600
20	268,300	315,700	364,500	390,400	427,100	493,200	
21	273,500	322,700	370,400	395,800	431,400	497,400	
22	278,600	328,900	376,100	400,800	435,300	501,100	
23	282,900	334,900	381,300	404,700	438,800		
24	287,500	340,900	386,400	408,200	441,500		
25	291,600	346,500	390,600	411,500			
26	295,700	350,400	393,900	414,900			
27	299,300	353,900	397,000	417,900			
28	302,600	357,000	399,900	420,500			
29	305,100	359,700	402,700				
30	307,200	361,800	405,500				
31	309,000	363,900	408,000				
32	310,900	365,900					
33	312,900	367,900					
34	314,900	370,000					
35	316,800	372,100					
36	318,700	374,400					
37	320,600	376,800					
38	322,700	379,200					
39	324,700						
40	326,800						
41	328,800						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表 (第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	150,400	194,700	244,300	265,700	306,300	341,300
2	155,300	202,200	253,400	274,900	316,600	353,700
3	160,900	209,900	262,700	284,300	327,100	366,100
4	166,800	217,700	271,400	293,800	337,800	378,200
5	172,900	226,100	280,100	303,600	348,500	390,100
6	179,700	234,500	288,800	313,700	359,200	402,000
7	186,900	243,200	297,500	323,700	369,300	413,800
8	194,600	252,200	306,200	333,900	379,100	425,800
9	200,900	261,400	314,800	344,100	388,800	437,600
10	206,600	270,000	323,200	354,100	398,400	448,700
11	212,300	278,600	331,400	363,800	408,000	458,800
12	217,900	287,000	339,000	373,300	417,600	468,500
13	223,500	295,300	346,500	382,600	426,600	476,400
14	229,000	303,400	353,800	391,600	434,700	483,100
15	234,500	311,200	359,600	400,300	440,700	489,800
16	239,900	318,600	364,500	407,400	446,600	494,400
17	245,300	325,700	368,500	413,100	450,500	498,900
18	250,100	332,600	371,900	418,000	454,400	503,200
19	254,500	338,800	374,900	422,300	458,300	
20	258,900	344,500	377,800	426,000	462,000	
21	263,000	348,200	380,400	429,700	465,800	
22	267,000	351,600	383,000	433,300		
23	270,600	354,900	385,600	437,000		
24	273,900	357,200	388,200	440,700		
25	276,800	359,500	390,900			
26	279,500	361,800	393,700			
27	281,700	364,100				
28	283,700	366,400				
29	285,700	368,800				
30	287,700	371,100				
31	289,700	373,400				
32	291,600	375,800				
33	293,500					
34	295,400					
35	297,300					
36	299,200					
37	301,100					
38	303,000					
39	304,900					

備考 この表は、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

平成十一年十一月十二日 参議院会議録第四号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
別表第九を別表第十とし、別表第八の次に次の一表を加える。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「百分の五十」を「百分の五十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に、「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に改める。

第十九条の八第二項中「百分の五十」を「百分の五十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第三条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(期末手当等の支給)

第七条の二 一般職の職員の給与に関する法律

(昭和二十五年法律第九十五号)第十九条の四

第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の期間において勤務した期間(人事

院規則で定めるこれに相当する期間を含む。)

がある職員には、第五条第二項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 一般職の職員の給与に関する法律第十九条の七第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第五条第二項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤続手当を支給する。

3 一般職の職員の給与に関する法律第十九条の八第二項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の期間において勤務した期間(人事院規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、第五条第二項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末特別手当を支給する。

第十一条第二項中(昭和二十五年法律第九十五号)を削る。

第十三条中「と。」「と」の下に、「第七条の二第一項中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十八号)第十八条

の二第二項又は第二十五条第三項においてその

例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律」と、同条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第十八条の二第二項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律」と、同条第三項中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律」とを加え、「(昭和二十五年法律第九十五号)及び(昭和二十七年法律第二百六十八号)」を削る。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第四条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号 俸	俸給月額 円
1	423,000
2	499,000
3	580,000
4	675,000
5	787,000
6	899,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号 俸	俸給月額 円
1	347,000
2	388,000
3	420,000

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち、一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の次に一項を加える改正規定中「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百九十」を「百分の百七十五」に、「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百五十五」に改め、同法第十九条の八第二項の次に一項を加える改正規定中「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百九十」を「百分の百七十五」に改め、同法別表第一から別表第八までの改正規定を次のように改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表 (第六表関係)

イ 行政職俸給表 (一)

職員の 区分	職 階 級 の 数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
職 階 級 の 号 数	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	137,500	174,400	196,300	225,000	243,100	264,300	284,300	306,300	341,300	380,200	430,100	
2	141,900	181,400	203,800	233,300	252,300	273,500	293,800	316,600	353,700	392,800	444,800	
3	146,500	188,900	211,300	242,000	261,700	282,800	303,600	327,100	366,100	405,400	459,500	
4	151,800	195,000	219,500	251,100	270,500	292,100	313,700	337,800	378,200	418,000	474,300	
5				260,400	279,300	301,500	323,700	348,500	390,100	430,700	488,800	
6	157,700	200,500	227,600	269,100	288,200	311,100	333,900	359,200	402,000	443,100	503,200	
7	163,800	206,000	235,600	277,800	297,000	320,700	344,100	369,300	413,800	455,300	517,500	
8	170,200	211,400	243,200	286,300	305,700	330,300	354,100	379,100	425,800	468,900	531,800	
9	174,800	216,400	249,900	294,700	314,400	339,900	363,800	388,800	437,600	478,300	546,100	
10	178,800	220,900	256,400	302,900	322,900	349,400	373,800	398,400	448,700	489,400	560,400	
11	181,800	225,400	262,800	310,800	331,200	355,000	382,600	408,000	458,800	499,200	571,800	
12	184,700	229,800	268,500	318,300	338,900	368,400	391,600	417,600	468,500	508,200	579,200	
13	187,500	234,100	274,100	325,500	346,500	377,600	400,300	426,600	476,400	515,800	586,300	
14	189,800	237,400	279,300	332,500	353,800	386,600	407,400	434,700	483,100	522,900	592,500	
15	191,900	240,500	284,500	338,800	359,600	394,300	413,100	440,700	489,800	527,500	597,300	
16	193,500	243,600	289,100	344,500	364,500	400,000	418,000	446,600	494,400			
17		246,600	293,300	348,200	368,500	405,200	422,300	450,500	498,900			
18		249,500	297,000	351,600	371,900	408,700	426,000	454,400	503,200			
19		251,500	300,300	354,800	374,900	412,300	429,700	458,300				
20			302,700	357,200	377,800	415,800	433,300	462,000				
21			304,700	359,500	380,400	419,300	437,000	465,800				
22			306,700	361,800	383,000	422,800	440,700					
23			308,700	364,100	385,600	426,300						
24			310,700	366,400	388,200	429,900						
25			312,700	368,800	390,900							
26			314,600	371,100	393,700							
27			316,500	373,400								
28			318,500	375,800								
29			320,500									
30			322,500									
31			324,500									
32			326,500									
主任 技 術 官		153,400	191,900	221,500	259,600	277,500	302,000	319,500	342,000	378,000	413,800	468,400

備考 (一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。
(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、184,200円とする。

口 行政職俸給表 (二)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員	1	円 —	円 168,600	円 187,800	円 206,200	円 233,400	円 262,600
	2	123,300	175,500	193,800	212,500	240,500	270,100
	3	127,000	181,600	199,900	219,200	247,600	277,700
	4	130,900	187,700	206,100	226,300	254,900	285,900
	5	134,800	193,100	212,400	233,300	261,900	294,200
	6	139,000	198,300	218,900	240,200	268,900	302,800
	7	143,800	203,700	225,800	246,600	275,700	311,400
	8	148,700	209,300	232,200	252,600	282,100	319,800
	9	154,800	214,800	238,600	258,500	288,000	327,900
	10	161,000	220,100	244,500	264,400	293,600	335,700
	11	168,300	225,800	250,200	269,900	299,200	343,400
	12	175,100	231,000	255,900	275,200	304,700	350,700
	13	181,100	235,900	261,200	280,300	310,100	357,900
	14	186,700	240,900	266,400	285,400	315,200	364,300
	15	191,500	245,700	271,400	290,200	320,000	370,500
	16	196,200	249,900	276,000	295,100	324,700	376,600
	17	200,900	254,100	280,800	299,200	329,100	382,400
	18	205,000	258,000	285,500	302,900	333,500	387,800
	19	208,800	261,200	290,000	306,100	337,600	392,900
	20	211,900	263,700	293,700	309,100	341,400	397,500
	21	215,000	265,800	296,300	312,000	344,900	402,100
	22	218,100	267,800	298,700	314,700	348,100	406,400
	23	221,000	269,500	301,100	317,400	350,600	409,800
	24	223,800	271,100	303,200	320,000	353,100	
	25	226,100	272,700	305,200	322,400	355,500	
	26	228,300	274,400	307,100	324,600	357,900	
	27	230,500	276,100	309,000	326,700	360,300	
	28	232,700	277,800	310,900	328,800		
	29	234,700	279,400	312,800	331,000		
	30	236,700	281,100	314,800	333,200		
	31	238,600	282,700	316,800	335,400		
	32	240,400	284,400				
	33		286,100				
再任用職員		197,700	209,900	217,600	235,600	261,800	295,800

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表 (第六条関係)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員 再任用職員以外	1	円 —	円 226,200	円 275,200	円 313,500	円 341,300	円 380,200	円 430,100
	2	158,600	237,400	287,100	326,400	353,700	392,800	444,800
	3	165,400	248,800	299,100	338,100	366,100	405,400	459,500
	4	175,000	260,100	311,000	348,800	378,200	418,000	474,300
	5	182,300	271,200	322,800	359,500	390,100	430,700	488,800
	6	190,100	281,700	334,400	369,500	402,000	443,100	503,200
	7	197,400	292,300	344,500	379,200	413,800	455,300	517,500
	8	204,900	302,700	354,400	388,800	425,800	466,900	531,800
	9	212,400	313,100	364,000	398,400	437,600	478,300	546,100
	10	220,400	323,200	373,500	408,000	448,700	489,400	560,400
	11	228,500	331,300	382,700	417,600	458,800	499,200	571,800
	12	236,200	338,900	391,700	426,600	468,500	508,200	579,200
	13	243,700	346,500	400,400	434,700	476,400	515,800	586,300
	14	250,400	353,400	407,400	440,700	483,100	522,900	592,500
	15	256,900	358,400	413,100	446,600	489,800	527,500	597,300
	16	263,300	361,700	416,400	450,500	494,400		
	17	268,900	364,300	419,700	454,400	498,900		
	18	274,200	366,700	423,100	458,300	503,200		
	19	279,300	369,100	426,500	462,000			
	20	284,500	371,500	430,000	465,800			
	21	289,100	373,900	433,400				
	22	293,300	376,300	437,000				
	23	297,000						
	24	300,300						
	25	302,700						
再任用職員		215,900	260,500	311,900	347,400	378,000	413,800	468,400

備考 (一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、185,300円とする。

別表第三 税務職俸給表 (第六条関係)

職級の 番号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	158,500	198,200	225,500	254,900	274,700	295,300	315,700	337,600	369,400	405,100	445,100
2	158,500	198,200	225,500	254,900	274,700	295,300	315,700	337,600	369,400	405,100	445,100
3	158,500	198,200	225,500	254,900	274,700	295,300	315,700	337,600	369,400	405,100	445,100
4	167,200	213,100	240,600	282,400	302,700	324,800	346,500	368,900	400,800	441,300	480,200
5	174,600	219,000	248,100	291,600	311,900	335,100	358,900	379,400	411,000	452,000	491,700
6	182,200	223,800	255,600	300,900	321,200	345,500	367,100	389,900	421,100	461,900	502,200
7	191,000	228,700	263,000	310,100	330,400	355,700	377,200	400,000	431,100	471,700	512,500
8	198,300	233,600	269,100	318,800	339,500	365,900	387,300	410,100	441,000	480,800	521,800
9	201,300	237,200	275,000	327,400	348,400	375,800	397,200	420,000	450,800	489,900	526,100
10	204,300	240,400	280,800	335,800	357,000	385,500	407,100	429,900	460,300	498,700	536,400
11	206,500	243,200	286,400	343,900	364,200	395,200	416,900	439,700	469,100	507,500	547,800
12	208,600	246,200	291,700	351,400	370,500	404,900	426,700	449,400	477,600	518,300	559,200
13	210,500	249,200	296,100	356,700	376,200	414,500	436,400	459,500	488,100	525,100	566,300
14	212,100	252,200	300,100	360,900	381,900	424,300	443,300	466,800	494,600	532,600	572,500
15		254,300	303,700	364,900	387,100	433,100	449,900	474,400	502,900	537,000	577,300
16			307,000	368,400	391,700	438,900	455,500	481,000	507,100		
17			309,200	371,100	395,200	444,600	459,900	485,100	511,200		
18				373,600	398,500	448,900	464,400	489,200	515,300		
19				375,900	401,800	452,500	467,900	493,300			
20				378,100	404,600	455,900	471,400	497,000			
21				380,300	407,200	459,300	475,000	500,800			
22				382,400		462,800	478,700				
23				384,500		466,300					
24						469,900					
最低額	166,600	210,200	237,700	283,600	303,900	334,900	352,100	373,900	401,900	434,700	479,600

(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の徴収及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,700円とする。

別表第四 公安職俸給表 (第六条関係)

イ 公安職俸給表 (一)

職階 の 分	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	160,200	175,900	183,300	202,800	227,400	275,300	295,300	315,700	337,600	369,400	405,100	445,100
2	166,900	183,300	192,600	211,300	236,000	284,100	305,000	325,900	348,000	379,900	417,500	456,800
3	174,100	192,600	202,600	220,000	254,600	294,100	314,700	336,200	358,500	390,400	429,800	468,500
4	181,300	202,600	210,400	227,700	274,000	303,500	324,800	346,600	368,900	400,800	441,300	480,200
5	190,000	210,400	218,100	235,400	283,200	322,200	345,500	367,100	389,900	421,100	461,900	503,200
6	199,900	218,100	225,700	243,100	292,600	331,300	355,700	377,200	400,000	431,100	471,700	517,500
7	207,500	225,700	232,700	251,200	302,000	340,300	365,900	387,300	410,100	441,000	480,800	531,800
8	215,100	232,700	240,100	259,600	311,400	349,300	375,800	397,200	420,000	450,800	494,600	546,100
9	222,600	240,100	248,200	267,700	320,000	358,100	385,500	407,100	429,900	460,300	498,700	560,400
10	229,600	248,200	256,300	275,900	328,600	366,400	395,200	416,900	439,700	469,100	507,100	571,800
11	237,000	256,300	264,400	284,100	337,100	374,600	404,900	426,700	449,400	477,600	516,300	579,200
12	245,100	264,400	272,500	292,400	345,500	382,300	414,500	436,400	458,500	484,100	525,100	586,300
13	252,200	271,400	280,700	300,300	353,600	390,400	424,300	446,800	469,800	494,600	532,600	592,500
14	260,300	279,400	288,800	308,300	360,900	398,200	433,100	449,900	474,400	502,900	537,000	597,000
15	268,300	287,300	296,400	316,500	368,500	405,400	438,900	455,500	481,000	507,100	541,200	607,000
16	276,800	294,800	303,800	325,000	376,300	412,600	444,600	459,900	485,100	511,200	545,300	615,000
17	282,700	301,800	311,400	333,400	384,200	418,400	448,500	464,400	489,200	515,300	549,400	623,000
18	289,200	308,800	318,800	341,500	392,000	424,100	452,500	467,900	493,300	519,400	553,500	631,000
19	295,200	315,600	326,000	349,500	399,200	429,800	458,200	473,400	498,400	524,500	559,600	639,000
20	302,400	322,400	333,200	356,400	406,400	435,000	463,800	478,700	503,500	529,600	565,700	647,000
21	308,600	329,000	340,200	364,300	412,300	439,900	468,900	483,600	508,200	534,300	570,400	655,000
22	315,100	335,400	347,100	372,200	418,200	443,800	473,800	488,300	512,900	539,000	575,100	663,000
23	321,100	341,500	354,000	380,000	424,100	449,700	479,700	494,000	518,900	545,000	581,200	671,000
24	328,900	348,500	360,800	387,200	429,000	454,600	484,600	498,700	523,400	549,500	587,300	679,000
25	332,800	355,100	367,600	394,400	434,000	459,500	489,500	503,600	528,300	554,400	593,400	687,000
26	338,600	361,800	373,800	400,400	439,100	464,600	494,600	508,700	533,400	559,500	599,500	695,000
27	343,600	368,800	379,300	406,300	444,000	469,500	499,500	513,600	538,300	564,400	605,600	703,000
28	347,200	371,700	384,300	410,000	448,900	474,400	504,400	518,500	543,200	569,300	611,700	711,000
29	351,000	376,100	389,300	413,100	453,800	479,300	509,300	523,400	548,100	574,200	617,800	719,000
30	354,900	380,700	392,300	416,100	458,700	484,200	514,200	528,300	553,200	579,300	623,900	727,000
31	358,700	383,400	395,100	419,200	463,600	489,100	519,100	533,200	558,100	584,200	629,000	735,000
32	361,200	386,000	397,800	422,300	468,500	494,000	524,000	538,100	563,000	589,100	635,100	743,000
33	368,600	391,200	403,400	428,200	473,400	498,900	528,900	543,000	567,900	594,000	641,200	751,000
34	373,200	396,800	409,000	433,100	478,300	503,800	533,800	547,900	572,800	599,100	647,300	759,000
35	376,100	399,300	411,500	435,600	480,800	506,300	536,300	550,400	575,300	601,600	650,800	763,000
36	383,900	406,200	418,400	442,500	487,700	513,200	543,200	557,300	582,200	608,500	657,100	771,000
37	409,000	429,000	446,000	465,000	494,600	520,100	548,100	562,200	587,100	613,600	663,600	779,000

備考 (一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
(二) 3 級の 3 号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、206,400円とする。

ロ 公安職俸給表 (二)

職 階 級 の 分 別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	153,500	188,200	217,400	254,900	274,700	285,300	315,700	337,600	369,400	405,100	445,100
2	160,000	205,800	225,500	263,900	283,900	305,900	325,900	348,000	379,900	417,500	456,800
3	167,900	213,100	240,600	282,400	293,300	314,700	336,200	358,500	390,400	429,800	468,500
4	175,900	219,000	248,100	291,600	311,900	335,100	356,900	379,400	411,000	452,000	491,700
5	184,000	224,800	255,600	300,900	321,200	345,500	367,100	389,900	421,100	461,900	503,200
6	191,600	230,400	263,000	310,100	330,400	355,700	377,200	400,000	431,100	471,700	517,500
7	198,300	235,700	270,000	318,800	338,600	365,900	387,300	410,100	441,000	480,800	531,800
8	202,900	240,700	276,600	327,400	348,400	375,800	397,200	420,000	450,800	489,900	546,100
9	207,300	245,300	283,200	335,800	357,000	385,500	407,100	429,900	460,300	498,700	560,400
10	211,500	250,000	289,600	343,900	365,000	395,200	416,900	439,700	469,100	507,500	571,800
11	215,600	255,200	295,300	351,400	372,800	404,900	426,700	449,400	477,600	516,300	579,200
12	219,400	260,400	300,900	357,900	380,300	414,500	436,400	458,500	486,100	525,100	586,300
13	222,800	265,400	306,400	363,100	381,600	424,300	443,300	465,800	494,600	532,600	592,500
14	226,400	270,200	312,000	368,000	394,100	433,100	449,900	474,400	502,900	537,000	597,300
15	229,800	274,400	316,600	372,400	398,300	438,900	455,500	481,000	507,100	541,200	601,500
16	233,000	278,100	321,100	375,500	404,000	444,600	459,900	485,100	511,200	545,300	605,700
17	235,800	281,800	325,300	378,500	407,700	448,900	464,400	489,200	515,300	549,400	609,900
18	238,400	283,700	328,600	381,200	411,100	452,500	467,900	493,300	519,000	553,100	614,100
19	240,700	283,700	331,100	384,000	414,200	455,900	471,400	497,000	522,100	556,200	618,300
20	242,700	283,700	333,100	386,000	417,000	459,300	475,000	500,800	525,100	559,300	622,500
21	244,700	283,700	335,100	388,000	419,600	462,800	478,700	504,500	528,800	562,400	626,700
22	246,700	283,700	337,100	390,000	422,200	466,300	482,400	508,200	532,500	565,500	630,900
23	248,700	283,700	339,100	392,000	424,800	469,800	486,100	511,900	536,200	568,600	635,100
24	250,700	283,700	341,100	394,000	427,400	473,300	489,800	515,600	539,900	571,700	639,300
25	252,700	283,700	343,100	396,000	430,000	476,800	493,500	519,300	543,600	574,800	643,500
26	254,700	283,700	345,100	398,000	432,600	480,300	497,200	523,000	547,300	577,900	647,700

備考 (一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額を、この表の額にかかわらず、211,700円とする。

別表第五 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任職員 以外職員	1	円	円	円	円	円	円	円
	2	165,000	219,000	257,200	310,100	338,700	377,300	464,100
	3	174,500	227,800	266,400	324,000	350,300	390,900	477,100
	4	184,300	236,900	276,400	337,300	361,900	404,500	490,000
	5	194,100	245,000	286,900	348,600	373,600	422,300	502,600
	6	204,600	253,000	300,800	360,000	385,100	440,000	515,000
	7	215,300	260,700	314,500	371,500	396,300	457,200	526,900
	8	222,100	268,400	327,600	382,900	410,600	469,500	538,400
	9	228,500	276,300	336,300	394,000	424,600	481,400	548,800
	10	233,300	276,300	344,900	405,100	438,100	492,400	558,200
	11	237,100	283,600	353,500	416,000	447,600	503,400	565,400
	12	241,200	290,800	361,600	426,800	456,700	513,900	572,400
	13	245,200	297,200	369,300	435,400	465,200	522,600	579,000
	14	249,100	303,000	376,800	442,500	473,400	529,800	585,300
	15	252,400	308,800	384,000	449,500	480,200	535,800	591,000
	16	255,600	313,400	390,900	456,300	485,300	541,300	595,600
	17	258,900	318,000	397,500	460,700	489,400	546,400	
	18	262,000	322,400	403,500	464,000	493,400	550,400	
	19	264,000	325,500	406,500	467,400	497,300	554,300	
	20		328,600	409,400	470,800	501,200	558,300	
	21			412,200	474,300	505,000	562,400	
	22			415,100	477,800	508,700		
	23			418,000	481,300	512,400		
	24			420,900	484,800	516,300		
	25			423,800	488,300			
	26			426,900	492,000			
	27			430,000				
	28			433,100				
再任職員		225,400	257,100	298,200	351,600	378,800	418,800	492,300

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表 (二)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任職 以外 の職員	1	円	円	円	円	円	円
	2	139,900	175,800	207,500	235,200	268,400	301,800
	3	143,900	183,800	214,400	242,700	276,700	310,100
	4	149,000	192,600	220,800	250,500	285,400	318,400
	5	155,000	200,300	227,800	259,400	293,600	326,700
	6	161,000	207,000	235,100	268,000	300,800	335,200
	7	167,900	213,500	242,600	276,200	307,700	344,100
	8	175,500	219,000	250,400	284,400	314,300	352,700
	9	182,800	225,300	259,100	291,200	320,900	361,000
	10	191,100	231,600	267,600	297,800	327,100	368,900
	11	198,700	238,200	275,500	304,300	333,200	376,900
	12	205,200	244,800	283,100	310,500	339,100	384,900
	13	211,600	250,900	289,700	316,300	344,800	392,500
	14	217,000	257,400	296,100	321,500	350,600	400,000
	15	222,300	263,700	302,400	326,700	355,900	407,100
	16	227,600	269,600	308,100	331,200	360,800	413,500
	17	232,800	275,400	313,600	335,500	365,600	419,500
	18	237,700	280,900	318,100	339,200	369,900	425,500
	19	242,800	286,300	322,500	342,700	373,700	431,300
	20	247,300	291,100	326,800	346,100	376,800	437,000
	21	250,600	295,000	330,600	349,100	379,700	442,100
	22	253,500	297,700	333,200	352,100	382,600	446,900
	23	255,500	300,400	335,800	354,400	385,500	451,300
	24		302,800	338,300	356,600	388,400	455,000
	25		304,800	340,600	358,800	391,300	
	26		306,600	342,600	361,000	394,200	
	27		308,300	344,600	363,200	397,100	
	28		310,000	346,500	365,400	400,000	
	29		311,800	348,400	367,700		
	30			350,300	370,100		
	31			352,200			
				354,200			
再任 職員		219,800	235,200	241,500	265,800	297,700	336,100

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表 (第六条関係)

イ 教育職俸給表 (一)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 職員 以外 の 職員	1	円 —	円 —	260,500	294,500	378,000
	2	164,400	207,300	273,900	309,900	393,700
	3	172,500	216,500	287,100	325,500	406,500
	4	182,800	226,000	301,200	341,000	419,200
	5	193,700	235,900	315,400	356,600	431,600
	6	201,700	245,600	329,600	372,200	443,600
	7	209,500	258,800	343,300	387,700	455,600
	8	217,500	271,800	357,000	399,200	467,500
	9	226,200	284,800	370,600	410,200	479,200
	10	236,000	297,100	380,800	420,200	490,800
	11	244,200	309,400	391,000	429,500	502,500
	12	253,000	321,500	400,900	438,300	514,100
	13	261,400	329,700	409,800	447,000	525,800
	14	269,500	336,800	418,500	454,900	537,300
	15	277,100	343,700	426,400	462,500	548,000
	16	284,500	350,400	434,000	469,800	557,400
	17	291,400	357,000	441,300	476,200	566,800
	18	298,000	363,000	448,600	482,100	576,100
	19	304,500	369,000	454,800	487,700	585,200
	20	310,600	374,800	459,800	493,300	593,800
	21	316,500	380,400	464,400	498,800	600,300
	22	321,500	386,000	467,600	504,200	605,400
	23	326,200	390,800	470,800	509,400	610,200
	24	330,700	394,900	473,900	513,500	
	25	334,300	397,800	477,000	516,900	
	26	337,500	400,700	480,100	520,400	
	27	340,600	403,600	483,300		
	28	343,400	406,400	486,500		
	29	345,600	409,200			
	30	347,700	412,000			
	31	349,800	414,800			
	32	351,900	417,700			
	33	353,900	420,700			
	34	356,000	423,700			
	35	358,100				
	36	360,200				
	37	362,400				
	38	364,800				
再任 職員		246,200	296,800	313,600	347,000	431,900

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 教育職俸給表 (二)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任職員 以外職員	1	円 —	円 —	320,900	418,500
	2	150,600	195,300	335,000	428,700
	3	157,100	202,500	348,600	438,500
	4	164,400	210,100	359,100	448,300
	5	172,500	217,900	369,500	458,000
	6	181,700	226,100	380,100	467,200
	7	191,800	237,600	390,200	476,300
	8	198,700	249,800	400,200	485,000
	9	206,000	262,000	410,100	494,300
	10	213,000	275,000	419,600	503,500
	11	220,400	288,200	428,700	513,800
	12	228,200	301,700	437,600	523,100
	13	236,900	315,700	446,100	531,800
	14	244,900	329,700	454,000	539,400
	15	253,000	342,700	461,700	544,000
	16	261,200	352,900	469,300	
	17	269,200	363,100	477,600	
	18	277,100	373,200	485,900	
	19	284,900	382,800	494,000	
	20	292,000	392,300	502,100	
	21	298,700	401,500	510,200	
	22	305,000	409,600	517,200	
	23	311,200	417,000	521,400	
	24	317,200	424,400		
	25	323,200	431,400		
	26	329,100	437,800		
	27	334,700	443,400		
	28	340,200	448,900		
	29	345,400	453,800		
	30	349,200	458,300		
	31	352,300	462,700		
	32	355,200	467,000		
	33	358,100	470,000		
	34	360,100			
	35	362,100			
	36	364,000			
	37	365,800			
	38	367,600			
	39	369,800			
	40	372,000			
再任職員		245,400	292,600	366,500	445,500

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表 (三)

職員 の分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 職員 以外 の 職員	1	円 —	円 —	278,500	413,300
	2	150,600	166,600	292,500	422,400
	3	157,100	175,000	306,700	431,100
	4	164,400	184,200	320,900	439,800
	5	172,500	195,300	335,000	448,200
	6	181,700	202,500	348,600	456,200
	7	191,800	210,100	359,100	464,100
	8	198,700	217,900	369,500	471,500
	9	205,900	226,100	379,900	478,700
	10	212,800	237,600	389,000	485,600
	11	219,800	249,800	397,700	492,800
	12	227,100	262,000	406,100	500,100
	13	234,900	275,000	414,400	506,800
	14	242,500	288,200	422,200	512,100
	15	249,700	301,700	429,900	516,200
	16	256,900	315,700	437,300	
	17	263,700	329,700	444,300	
	18	270,300	342,700	451,000	
	19	276,900	352,900	457,700	
	20	282,900	362,900	463,800	
	21	288,300	372,900	469,300	
	22	293,400	381,400	474,100	
	23	298,200	389,800	478,400	
	24	302,500	397,600	482,200	
	25	305,900	404,700	485,400	
	26	309,300	411,200	488,400	
	27	312,700	417,000		
	28	315,200	422,400		
	29	317,000	427,400		
	30	318,800	432,300		
	31	320,600	437,100		
	32	322,400	441,300		
	33	324,300	445,500		
	34		449,700		
	35		453,300		
	36		455,900		
再任 職員		233,300	289,100	358,200	434,800

備考 (一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

二 教育職俸給表 (四)

職員 の 区 分	職務 の 級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任職 以外 の 職員		円	円	円	円	円
	1	—	208,500	260,500	325,500	467,400
	2	173,300	217,100	273,900	341,000	479,100
	3	184,200	226,300	287,100	356,600	490,600
	4	195,700	236,100	301,500	372,200	502,100
	5	207,300	245,700	315,900	387,700	513,600
	6	214,500	258,800	330,300	399,200	525,400
	7	222,400	271,800	345,800	410,200	537,100
	8	230,500	284,800	361,300	421,500	547,800
	9	238,700	298,200	376,800	431,600	557,200
	10	247,200	311,500	388,300	443,600	566,600
	11	256,000	324,700	399,300	455,600	575,800
	12	264,700	338,000	410,100	467,500	585,000
	13	273,100	351,300	420,100	479,200	593,400
	14	281,200	364,400	429,500	490,700	600,100
	15	289,100	373,600	438,000	502,200	605,200
	16	296,500	382,800	446,300	513,700	610,000
	17	303,900	392,000	453,900	525,500	
	18	310,700	400,400	461,300	534,100	
	19	317,200	408,800	467,600	539,500	
	20	323,000	416,800	473,000	544,800	
	21	328,400	424,800	478,200	550,600	
	22	333,400	432,400	483,100	556,400	
	23	338,300	439,800	487,900	561,900	
	24	342,600	446,100	492,800	566,600	
	25	346,800	451,500	496,300	570,900	
	26	350,200	456,700	499,700		
	27	352,700	461,600	503,200		
	28	355,100	466,400			
	29	357,900	471,300			
	30	360,600	474,800			
	31	363,300	478,100			
	32	365,800	481,400			
	33	368,300				
	34	370,800				
	35	373,400				
	36	376,100				
	37	378,800				
再任 職員		259,300	311,100	337,100	416,900	498,300

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表 (第六条関係)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 職員 以外 の 職員	1	円 —	円 —	263,100	306,000	351,700
	2	137,600	187,800	276,800	320,300	364,300
	3	142,000	197,900	290,500	334,700	377,000
	4	147,200	207,400	304,200	349,000	389,700
	5	153,600	216,900	318,100	360,200	402,100
	6	161,400	226,600	332,200	370,700	415,200
	7	170,000	238,700	346,100	380,700	428,400
	8	179,100	250,800	356,400	390,500	442,400
	9	187,900	262,700	366,000	400,100	456,000
	10	195,500	273,100	374,800	409,600	469,400
	11	203,300	283,700	382,700	418,700	482,800
	12	211,200	294,000	389,700	427,600	495,700
	13	219,400	301,400	396,300	436,500	508,300
	14	227,900	308,300	402,600	445,100	520,400
	15	236,500	315,200	408,900	452,900	532,200
	16	244,900	322,100	414,800	460,600	544,000
	17	251,400	328,900	420,100	468,200	555,900
	18	257,700	335,700	424,600	475,900	566,600
	19	263,900	342,400	429,100	482,600	574,700
	20	270,000	348,900	433,200	489,400	581,800
	21	275,600	355,300	437,300	494,700	587,900
	22	281,000	360,300	441,200	499,300	593,300
	23	286,200	364,500	445,200	503,300	597,500
	24	291,400	367,400	448,700		
	25	296,200	370,300	452,200		
	26	300,100	373,200			
	27	303,900	376,100			
	28	306,800	379,000			
	29	309,300	381,900			
	30	311,400				
	31	313,500				
	32	315,600				
再任 職員		223,400	271,300	306,800	351,200	409,300

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表（第六条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任職 以外 の職員	1	円 —	円 305,100	円 357,800	円 439,900
	2	241,900	321,700	375,100	453,200
	3	252,300	338,500	392,400	465,600
	4	268,100	355,400	409,700	477,800
	5	284,900	372,400	422,900	489,600
	6	301,300	389,600	436,300	501,300
	7	317,100	406,800	449,300	512,400
	8	333,100	419,800	461,600	523,000
	9	348,400	431,500	473,500	533,600
	10	361,600	442,400	484,700	543,600
	11	374,800	452,200	495,700	553,600
	12	387,600	461,600	506,400	562,800
	13	397,100	470,800	516,400	571,600
	14	406,200	479,800	526,400	580,500
	15	413,700	488,700	535,100	589,100
	16	418,500	497,500	543,800	597,800
	17	423,100	503,800	552,400	605,900
	18	425,800	508,800	559,300	612,600
	19		513,100	566,000	617,900
	20		516,600	570,800	622,700
	21		520,200	575,600	
	22		523,800	580,300	
	23		527,300	584,500	
	24		530,900	588,800	
再任 職員		303,400	357,300	410,700	480,900

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表 (二)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
任用 職員 以外 の 職員	1	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	142,100	180,400	211,100	235,700	273,500	316,600	353,500	419,200
	3	147,700	187,200	218,500	244,200	283,200	327,100	365,500	431,600
	4	154,600	194,100	226,400	252,900	292,900	337,500	377,500	444,000
	5	161,500	201,100	234,500	261,700	302,800	347,800	389,400	456,400
	6	169,200	207,900	242,900	270,400	312,700	358,100	401,200	468,700
	7	176,900	214,900	251,400	279,100	322,600	368,000	413,000	481,000
	8	183,400	221,900	260,000	288,000	332,700	377,800	425,100	493,300
	9	189,900	228,900	268,600	296,900	342,600	387,600	437,100	505,800
	10	195,500	236,400	277,200	305,900	352,300	397,400	448,600	518,600
	11	201,100	243,500	285,700	314,900	361,800	407,200	459,000	531,400
	12	206,500	250,400	294,200	323,700	371,100	417,000	468,800	539,300
	13	211,800	257,000	302,500	332,200	379,800	426,000	476,900	546,700
	14	216,700	263,600	310,600	340,200	388,600	434,300	483,500	553,600
	15	221,200	269,300	318,500	348,000	396,600	440,500	490,100	560,400
	16	225,700	274,800	326,000	355,400	402,800	446,500	496,900	565,800
	17	230,000	280,000	333,200	361,400	408,800	450,500	501,100	570,300
	18	234,300	285,200	339,900	366,600	413,500	454,400	505,400	
	19	237,700	289,800	346,000	371,300	418,200	458,300		
	20	240,800	294,300	350,100	374,900	422,100	462,000		
	21	243,800	297,600	354,200	378,400	425,700	465,800		
	22	246,200	300,100	357,800	381,700	429,200			
	23	248,100	302,500	360,500	384,700	432,700			
	24		304,300	363,200	387,500	436,300			
	25		306,100	365,600	389,900				
	26		307,900	367,900	392,300				
	27		309,800	370,000	394,900				
	28		311,700	372,100	397,700				
	29			374,300					
	30			376,500					
				378,900					
再任用 職員		192,900	221,400	261,300	279,200	310,400	349,700	386,800	452,800

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で
人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表 (三)

職員 の 区 分	職務 の 級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員 以外 の 職員	1	円	円	円	円	円	円	円
	2	155,500	182,900	226,900	250,800	283,000	320,700	354,500
	3	161,100	191,500	234,200	258,300	291,700	330,500	366,500
	4	167,100	200,900	242,800	265,900	300,400	340,800	378,500
	5	173,400	207,000	250,400	273,500	309,100	351,400	390,500
	6	181,800	213,300	257,900	281,200	318,000	361,800	402,400
	7	190,400	219,600	265,400	289,200	326,800	371,700	414,700
	8	199,200	226,500	272,900	297,200	335,500	381,600	427,200
	9	204,600	233,800	280,400	305,300	344,000	391,400	438,900
	10	210,100	242,000	288,000	313,500	351,800	401,300	450,300
	11	215,700	249,500	295,800	321,700	359,600	411,400	461,200
	12	221,400	257,000	303,600	329,700	367,300	421,700	471,800
	13	227,400	264,500	311,400	337,400	374,900	431,200	481,200
	14	233,600	272,000	318,900	344,700	382,600	439,900	489,300
	15	239,600	279,400	326,200	351,800	390,200	448,700	497,300
	16	245,400	286,800	333,300	358,800	397,800	457,400	505,200
	17	251,200	294,200	339,900	365,600	405,000	465,400	512,400
	18	256,900	301,500	346,400	372,100	411,900	473,400	517,300
	19	262,700	308,600	352,500	378,400	418,000	481,200	521,600
	20	268,300	315,700	358,500	384,600	422,800	488,400	525,600
	21	273,500	322,700	364,500	390,400	427,100	493,200	
	22	278,600	328,900	370,400	395,800	431,400	497,400	
	23	282,900	334,900	376,100	400,800	435,300	501,100	
	24	287,500	340,900	381,300	404,700	438,800		
	25	291,600	346,500	386,400	408,200	441,500		
	26	295,700	350,400	390,600	411,500			
	27	299,300	353,900	393,900	414,900			
	28	302,600	357,000	397,000	417,900			
	29	305,100	359,700	399,900	420,500			
	30	307,200	361,800	402,700				
	31	309,000	363,900	405,500				
	32	310,900	365,900	408,000				
	33	312,900	367,900					
	34	314,900	370,000					
	35	316,800	372,100					
	36	318,700	374,400					
	37	320,600	376,800					
	38	322,700	379,200					
	39	324,700						
	40	326,800						
	41	328,800						
再任用職員		241,600	275,700	283,500	295,200	318,700	361,400	393,400

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表（第六条関係）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任職 以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	150,400	194,700	244,300	265,700	306,300	341,300
	2	155,300	202,200	253,400	274,900	316,600	353,700
	3	160,900	209,900	262,700	284,300	327,100	366,100
	4	166,800	217,700	271,400	293,800	337,800	378,200
	5	172,900	226,100	280,100	303,600	348,500	390,100
	6	179,700	234,500	288,800	313,700	359,200	402,000
	7	186,900	243,200	297,500	323,700	369,300	413,800
	8	194,600	252,200	306,200	333,900	379,100	425,800
	9	200,900	261,400	314,800	344,100	388,800	437,600
	10	206,600	270,000	323,200	354,100	398,400	448,700
	11	212,300	278,600	331,400	363,800	408,000	458,800
	12	217,900	287,000	339,000	373,300	417,600	468,500
	13	223,500	295,300	346,500	382,600	426,600	476,400
	14	229,000	303,400	353,800	391,600	434,700	483,100
	15	234,500	311,200	359,600	400,300	440,700	489,800
	16	239,900	318,600	364,500	407,400	446,600	494,400
	17	245,300	325,700	368,500	413,100	450,500	498,900
	18	250,100	332,600	371,900	418,000	454,400	503,200
	19	254,500	338,800	374,900	422,300	458,300	
	20	258,900	344,500	377,800	426,000	462,000	
	21	263,000	348,200	380,400	429,700	465,800	
	22	267,000	351,600	383,000	433,300		
	23	270,600	354,900	385,600	437,000		
	24	273,900	357,200	388,200	440,700		
	25	276,800	359,500	390,900			
	26	279,500	361,800	393,700			
	27	281,700	364,100				
	28	283,700	366,400				
	29	285,700	368,800				
	30	287,700	371,100				
	31	289,700	373,400				
	32	291,600	375,800				
	33	293,500					
	34	295,400					
	35	297,300					
	36	299,200					
	37	301,100					
	38	303,000					
	39	304,900					
再任 職員		206,700	259,600	277,500	318,000	342,000	378,000

備考 この表は、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)(第六条第一項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定並びに給与法別表第九を別表第十とし、別表第八の次に一表を加える改正規定、第三条の規定、第五条中国公務員法等の一部を改正する法律第三条の改正規定(給与法別表第一から別表第八までに係る部分に限る。)(並びに附則第七項から第十一項まで及び第十五項から第二十項までの規定 平成十二年一月一日)

二 第二条の規定及び第五条中国公務員法等の一部を改正する法律第三条の改正規定(給与法別表第一から別表第八までに係る部分を除く。)(平成十二年四月一日)

2 第一条の規定(前項第一号に掲げる改正規定を除く。附則第四項において同じ。)(による改正後の給与法(附則第九項を除き、以下「改正後の給与法」という。)(の規定及び第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(附則第十三項において「改正後の任期付研究員法」という。)(の規定は、平成十一年四月一日から適用する。(最高号俸を超える俸給月額の特替等)

3 平成十一年四月一日(以下「切替日」という。)

の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日からこの法律の施行の日(以下この項及び附則第六項において「施行日」という。)(の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法(附則第十二項を除き、以下「改正前の給与法」という。)(の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替日から施行日の前日までの間において、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第二十号。附則第九項及び第十二項において「平成十年改正法」という。)(附則第十一項から第十三項までの規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員、改正後の給与法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)
5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員

及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成十二年三月三十一日までの間における異動者の号俸等の調整)

6 施行日から平成十二年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替等)

7 平成十二年一月一日(以下「特定切替日」という。)(の前日において行政職俸給表(一)又は行政職俸給表(二)の適用を受けていた職員のうち、特定切替日において福祉職俸給表の適用を受けるこ

ととなる職員の特定切替日における職務の級(以下「新級」という。)(は、特定切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)(に対応する附則別表第一の新級欄に定める職務の級とする。

(福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の号俸の切替等)

8 前項の規定により新級を決定される職員(附則第十項に規定する職員を除く。)(の特定切替日における号俸(以下「新号俸」という。)(は、旧級及び特定切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)(に応じて附則別表第二に定める号俸とする。

9 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する特定切替日以降における最初の第一条の規定による改正後の給与法第八條第六項又は平成十年改正法附則第十一項から第十三項までの規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間)を新号俸を受ける期間に通算する。

(福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の最高号俸等の切替等)

10 附則第七項の規定により新級を決定される職員のうち、特定切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の特定切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通

平成十一年十一月十二日 参議院会議録第四号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

四一

算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員のうち特定切替日前の異動者の号俸等の調整)

11 附則第七項の規定により新級を決定される職員のうち、特定切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の特定切替日における号俸又は俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が特定切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。(職員が受けていた号俸等の基礎)

12 附則第三項から第五項まで及び第七項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法又は平成十年改正法附則第十一項から第十三項まで及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

13 改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法又は第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

14 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

15 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第八条第一項第九号」を「第八条第一項第十号」に改める。

(国家公務員倫理法の一部改正)

16 国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号ヨ中「別表第九号」を「別表第十」に改め、同号ヨを同号タとし、同号カの次に次のように加える。

ヨ 一般職給与法別表第九福祉職俸給表の職務の級五級以上の職員

第二条第三項第一号、同条第四項第一号及び第四十條第一項中「別表第九号」を「別表第十」に改める。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

17 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「第五条第二項」の下に「第七條の二」を加える。

(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

18 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。
(期末手当等の支給)
第八条の二 育児休業をしている職員については、第四条第二項の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第七条の二に規定する育児休業をしている国家公務員の期末手当、勤勉手当又は期末特別手当の支給に関する事項を基

準として定める条例の定めるところにより、期末手当、勤勉手当又は期末特別手当を支給することができる。

第七條中「(平成三年法律第百九号)」を削る。

(地方公営企業法の一部改正)

19 地方公営企業法(昭和二十七年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第一項中「第四条第二項」の下に「第六條の二」を加える。

(独立行政法人通則法の一部改正)

20 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第五十九條第一項第六号中「第五条第二項」の下に「第七條の二」を加える。

附則別表第一 福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替表

俸 給 表	旧 級	新 級
行政職俸給表(一)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	
	5級	3級
	6級	4級
	7級	
	8級	5級
	9級	6級
行政職俸給表(二)	1級	1級
	2級	
	3級	2級

官 報 (号 外)

附則別表第二 福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の号俸の切替表

イ 特定切替日の前日において行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸 \ 旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1			1	5	1	1	3	1	1
2	1	6	2	6	2	2	4	2	2
3	1	7	3	7	3	3	5	3	3
4	2	8	4	8	4	4	6	4	4
5	3	9	5	9	5	5	7	5	5
6	4	10	6	10	6	6	8	6	6
7	5	11	7	11	7	7	9	7	7
8	6	12	8	12	8	8	10	8	8
9	7	13	9	13	9	9	11	9	9
10	8	14	10	14	10	10	12	10	10
11	9	15	11	15	11	11	13	11	11
12	9	16	11	16	12	12	14	12	12
13	9	17	12	17	13	13	15	13	13
14	10	18	13	18	14	14	16	14	14
15	10	19	13	19	15	15	17	15	15
16		20	14	20	16	16	18	16	16
17		21	14	21	17	17	19	17	17
18		22	15	22	18	18	20	18	
19			15	23	19	18	21	19	
20			15	24	20	19	22	20	
21			16	25	21	20	23		
22			16	26	22	21			
23			16	27	23	22			
24			16	28	24				
25			17	29	25				
26			17	30					
27			17	31					
28			18						
29			18						
30			18						
31			18						

ロ 特定切替日の前日において行政職俸給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸 \ 旧級	1 級	2 級	3 級
1		5	1
2	1	6	2
3	1	7	3
4	1	8	4
5	1	9	5
6	1	10	5
7	2	11	6
8	3	12	7
9	4	13	8
10	5	14	8
11	6	15	9
12	7	16	10
13	8	17	11
14	9	18	11
15	10	19	12
16	11	20	13
17	12	21	13
18	13	22	14
19	13	23	14
20	14	24	15
21	15	25	15
22	15	26	15
23	16	27	16
24	16	28	16
25	17	29	16
26	17	30	17
27	17	31	17
28	18	32	17
29	18	33	18
30	19	34	18
31	19	35	
32		36	

平成十一年十一月十二日 参議院会議録第四号

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 四四

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年十一月十一日

総務委員長 小川 勝也

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、秘書官の俸給月額を改定しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しない。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十一年十一月八日

内閣総理大臣 小淵 恵三

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三俸給月額の欄中「五二、一〇〇円」を「五二、一〇〇円」に、「四八四、八〇〇円」を「四八六、三〇〇円」に、「四四四、四〇〇円」を「四四五、七〇〇円」に、「四〇〇、五〇〇円」を「四〇一、七〇〇円」に、「三五六、八〇〇円」を「三五八、九〇〇円」に、「三二二、二〇〇円」を「三二三、一〇〇円」に、「二九四、二〇〇円」を「二九六、〇〇〇円」に、「二七二、九〇〇円」を「二七四、五〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の給与法」という。)の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

(秘書官の俸給月額の特例)

2 平成十一年四月以後の月の改正後の給与法第三項第五項及び改正後の給与法附則第三項の規定

定の適用については、改正後の給与法第三条第五項中、「同表」とあるのは、「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)による改正前の別表第三」とする。

(給与の内払)

3 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

審査報告書

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年十一月十一日

外交・防衛委員長 矢野 哲朗

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等の改定等を行うものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十一年十一月八日

内閣総理大臣 小淵 恵三

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び別表第六」を、「別表第六」に、「別表第九まで」を「別表第八まで及び別表第十」に改める。

第五条第一項第三号、第六条及び第七条第二項ただし書中「別表第九」を「別表第十」に改める。

第十八条第二項中「五千七百二十円」を「五千八百二十円」に改める。

第二十五条第二項中「十万七千四百円」を「十万七千六百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表 (第四条—第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指定職
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
1	円 247,500	円 336,900	円 375,400	円 417,500	円 472,300	1	円 593,000
2	256,600	348,200	389,000	431,300	488,400	2	658,000
3	267,400	359,700	402,600	445,100	504,600	3	729,000
4	277,500	371,500	415,800	459,000	520,800	4	810,000
5	290,700	383,300	429,000	473,000	536,800	5	873,000
6	300,800	395,000	442,100	486,600	552,600	6	937,000
7	312,700	406,200	455,200	500,000	568,300	7	1,025,000
8	323,100	416,900	468,300	512,700	584,000	8	1,106,000
9	333,900	427,600	481,300	525,200	599,700	9	1,185,000
10	345,000	438,200	493,700	537,400	615,400	10	1,269,000
11	356,000	448,800	504,600	548,200	627,900	11	1,346,000
12	367,200	459,300	515,300	558,100	636,100		
13	378,300	469,200	523,900	566,400	643,800		
14	389,300	478,100	531,300	574,200	650,600		
15	400,000	484,700	538,600	579,300	655,900		
16	410,600	490,900	543,500				
17	420,700	495,400	548,200				
18	430,700	499,800	553,200				
19	440,200	504,200					
20	448,200	508,600					
21	454,300	513,000					
22	459,700						
23	464,400						
24	468,700						
25	473,000						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

[illegible]

備考 (一) 統合奉仕会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸尉、海尉又は空尉であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸尉補、海尉補及び空尉補の (二) 欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸尉補、海尉補及び空尉補の (一) 欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考 (一) の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等海佐、1等海佐及び1等空佐の (一) 欄又は (二) 欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項、第五条第一項第三号、第六条及び第七条第二項ただし書の改正規定並びに附則第十三項の規定は、平成十二年一月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第六項において同じ。)による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 平成十一年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(防衛庁の職員の給与等に関する法律第四条第三項に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員(次項及び附則第五項において「任期付研究員」という。))にあつては、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号。附則第六項において「一般職任期付研究員法」という。))第六條第一項又は第二項の俸給表をいう。以下この項において同じ。又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては防衛庁の職員の給与等に関する法律別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(欄)をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(欄)、(欄)又は(欄)をいう。以下同じ。))におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。))に對応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を決定される職員(任期付研究員を除く。))に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。))第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。附則第九項において「改正後の一般職給与法」という。))第八條第六項若しくは第八項ただし書の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第二百二十二号。附則第六項及び第八項において「平成十年改正法」という。))附則第十項から第十二項までの規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸による俸給月額を超える俸給月額等を受ける職員の俸給の切替え等)

5 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間並びに同日において防衛庁の職員の給与等に関する法律別表第二の項の規定による俸給月額を受けていた任期付研究員の俸給月額は、総理府令で定める。(切替期間における異動者の俸給月額等)

6 切替日からこの法律の施行の日(以下この項及び附則第九項において「施行日」という。))の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧法」という。))の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二、一般職給与改正法第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第一若しくは別表第六(ハ)を除く。))から別表第八まで又は一般職給与改正法第四条の規定による改正前の一般職任期付研究員法第六条第一項若しくは第二項の俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員、新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間、総理府令で定める。切替日から施行日の前日までの間において、平成十年改正法附則第十項から第十二項までの規定により昇給した職員のうち、総理府令で定める職員の、新法の規定による当該昇給の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間についても、同様とする。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

7 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法又は平成十年改正法附則第十項から第十二項まで及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(施行日から平成十二年三月三十一日までの間における異動者の俸給月額等の調整)

9 施行日から平成十二年三月三十一日までの間において、新たに新法別表第一若しくは別表第二又は改正後の一般職給与法別表第一若しくは別表第六(ハ)を除く。))から別表第八までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず旧法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から新法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

10 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(自衛隊法等の一部を改正する法律の一部改正)

12 自衛隊法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中防衛庁の職員の給与等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定を次のように改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

平成十一年十一月十二日 参議院會議録第四号

別表第一 参事官等俸給表（第四条—第六条、第八条関係）

職員 の 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指定職
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円		俸給月額 円
再任職 以外 の 職員	1	247,500	336,900	375,400	417,500	472,300	1	593,000
	2	256,600	348,200	389,000	431,300	488,400	2	658,000
	3	267,400	359,700	402,600	445,100	504,600	3	729,000
	4	277,500	371,500	415,800	459,000	520,800	4	810,000
	5	290,700	383,300	429,000	473,000	536,800	5	873,000
	6	300,800	395,000	442,100	486,600	552,600	6	937,000
	7	312,700	406,200	455,200	500,000	568,300	7	1,025,000
	8	323,100	416,900	468,300	512,700	584,000	8	1,106,000
	9	333,900	427,600	481,300	525,200	599,700	9	1,185,000
	10	345,000	438,200	493,700	537,400	615,400	10	1,269,000
	11	356,000	448,800	504,600	548,200	627,900	11	1,346,000
	12	367,200	459,300	515,300	558,100	636,100		
	13	378,300	469,200	523,900	566,400	643,800		
	14	389,300	478,100	531,300	574,200	650,600		
	15	400,000	484,700	538,600	579,300	655,900		
	16	410,600	490,900	543,500				
	17	420,700	495,400	548,200				
	18	430,700	499,800	553,200				
	19	440,200	504,200					
	20	448,200	508,600					
	21	454,300	513,000					
	22	459,700						
	23	464,400						
	24	468,700						
	25	473,000						
再任 職員		347,700	375,700	415,200	454,400	514,400		—

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 白衛官棒給表(第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

[illegible]

- (一) 統合佛教会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸尉、海尉又は空尉であるものについては、この章の規定にかかわらず、陸尉補、海尉補及び空尉補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。
- (二) この章の陸尉補、海尉補及び空尉補の(一)欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。
- (三) この章の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給を支給を受ける職員の範囲は、官職及び一級職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

判 事 補												簡 易 裁 判 所 判 事											
七 號	八 號	一 號	二 號	三 號	四 號	五 號	六 號	七 號	八 號	九 號	十 號	十 一 號	十 二 號	十 三 號	十 四 號	十 五 號	十 六 號	十 七 號					
六五八、〇〇〇円	五九三、〇〇〇円	四七五、四〇〇円	四三七、〇〇〇円	四〇六、六〇〇円	三八〇、三〇〇円	三三五、六〇〇円	三三一、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	二七四、一〇〇円	二六四、三〇〇円	二四八、六〇〇円	二三九、三〇〇円	二二九、三〇〇円	二一〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円					

(裁判官の育児休業に関する法律の一部改正)
第二条 裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(期末手当等の支給)

第五条の二 育児休業をしている裁判官には、第四条の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)の適用を受ける職員の例に準じて、最高裁判所の定めるところにより、期末手当、勤勉手当又は期末特別手当を支給する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十二年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「改正後の報酬法」という。)の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

3 改正後の報酬法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、改正後の報酬法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十一年十一月十一日

法務委員長 風間 和

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額改定を行おうとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行等に伴い、平成十一年度に減額となる経費は、約六億五千万円である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成十一年十一月八日

内閣総理大臣 小淵 恵三

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第一条関係)

区 分	俸 給 月 額
検 事 総 長	一、六八二、〇〇〇円
次 長	一、三七五、〇〇〇円
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	一、四九二、〇〇〇円
そ の 他 の 検 事 長	一、三七五、〇〇〇円

副 検 事

検 事

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
一、三四六、〇〇〇円	一、一八五、〇〇〇円	一、一〇六、〇〇〇円	九三七、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円	七二九、〇〇〇円	六五八、〇〇〇円	五九三、〇〇〇円	四七五、四〇〇円	四三七、〇〇〇円	四〇六、六〇〇円	三八〇、三〇〇円	三五三、六〇〇円	三三五、〇〇〇円	三三一、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	二七四、一〇〇円	二六四、三〇〇円	二四八、六〇〇円	二三九、三〇〇円	六五八、〇〇〇円	四九五、二〇〇円	四七五、四〇〇円	四三七、〇〇〇円	四〇六、六〇〇円	三八〇、三〇〇円	三五三、六〇〇円	三三五、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円

平成十二年十一月十二日 参議院會議録第四号

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
号	号	号	号	号	号	号	号
三三三、二〇〇円	三〇一、五〇〇円	二七四、一〇〇円	二六四、三〇〇円	二四八、六〇〇円	二三九、三〇〇円	二二五、〇〇〇円	二二〇、九〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を發議する。

平成十一年十一月十一日

發議者

西田 吉宏 阿部 正俊
上野 公成 常田 享詳
今泉 昭 興石 東
山下 栄一 三重野 栄子
戸田 邦司 奥村 展三

賛成者

加藤 紀文 中川 義雄
仲道 俊哉 森下 博之
森田 次夫 森山 裕
山下 善彦 笹野 貞子

別表第一（第三條關係）

別表第一及び別表第二を次のように改める。

級	号給	給料月額
一	一	三八〇、三〇〇円
二	二	四〇一、七〇〇円
一	一	四六五、六〇〇円
二	二	四七七、五〇〇円
三	三	四八九、五〇〇円
四	四	五〇一、四〇〇円
五	五	五一三、四〇〇円
六	六	五二五、三〇〇円

別表第二（第三條關係）

級	号給	給料月額
一	一	二八五、三〇〇円
二	二	二九六、〇〇〇円
一	一	三三七、五〇〇円
二	二	三四六、二〇〇円
三	三	三五四、八〇〇円
四	四	三六三、五〇〇円
五	五	三七二、一〇〇円
一	一	四〇三、八〇〇円
二	二	四一三、四〇〇円
三	三	四二三、〇〇〇円
四	四	四三一、六〇〇円
五	五	四三九、〇〇〇円

級	号給	給料月額
一	一	二八五、三〇〇円
二	二	二九六、〇〇〇円
一	一	三三七、五〇〇円
二	二	三四六、二〇〇円
三	三	三五四、八〇〇円
四	四	三六三、五〇〇円
五	五	三七二、一〇〇円
一	一	四〇三、八〇〇円
二	二	四一三、四〇〇円
三	三	四二三、〇〇〇円
四	四	四三一、六〇〇円
五	五	四三九、〇〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十一年十一月十二日

提出者

議院運営委員長 西田 吉宏
参議院議長 斎藤 十朗殿

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（育児休業中の給与の支給の特例）

第七条の二 育児休業をしている国会職員については、第五条第二項の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第七条の二の規定に準じて両議院の議長が協議して定めるところにより、同条の期末手当、勤続手当又は期末特別手当に相当する給与を支給する。

附 則

この法律は、平成十二年一月一日から施行する。

投票者氏名

日程第一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

賛成者氏名

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君
井上 吉夫君 井上 裕君
石井 道子君 石渡 清元君
市川 一朗君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩崎 純三君

平成十一年十一月十二日 参議院會議録第四号 投票者氏名

岩瀬 良三君	岩永 浩美君
上野 公成君	海老原義彦君
尾辻 秀久君	大島 慶久君
大野つや子君	岡 利定君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	釜本 邦茂君
鎌田 要人君	龜井 郁夫君
龜谷 博昭君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀三君	久世 公堯君
久野 恒一君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小山 孝雄君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	坂野 重信君
清水嘉与子君	塩崎 恭久君
陳内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
常田 享詳君	中島 啓雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	平田 耕一君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
松谷倉一郎君	松村 龍二君
三浦 一水君	水島 裕君
瀧手 顯正君	村上 正邦君
森下 博之君	森田 次夫君

森山 裕君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山下 善彦君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 良平君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
木俣 佳文君	北澤 俊美君
久保 亘君	郡司 彰君
小林 元君	小宮山洋子君
小山 峰男君	興石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
櫻井 充君	笹野 貞子君
高嶋 良充君	竹村 泰子君
谷林 正昭君	千葉 景子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
羽田雄一郎君	長谷川 清君
平田 健二君	広中和歌子君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
堀 利和君	本田 良一君
前川 忠夫君	松崎 俊久君
円より子君	峰崎 直樹君
本岡 昭次君	篠瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君
吉田 之久君	和田 洋子君
葉科 満治君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	海野 義孝君
大森 礼子君	加藤 修一君
風間 和君	木庭健太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	但馬 久美君

鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	堀本 潤一君
益田 洋介君	松 あきら君
森本 晃司君	山下 栄一君
山本 保君	渡辺 孝男君
大淵 綱子君	梶原 敬義君
日下部禮代子君	清水 澄子君
谷本 鶴君	照屋 寛徳君
福島 瑞穂君	洲上 貞雄君
三重野栄子君	山本 正和君
阿曾田 清君	入澤 肇君
扇 千景君	高橋 令則君
月原 茂皓君	鶴保 庸介君
戸田 邦司君	平野 貞夫君
星野 明市君	渡辺 秀央君
岩本 莊太君	奥村 展三君
田名部匡省君	堂本 暁子君
松岡満壽男君	水野 誠一君
山崎 力君	石井 一二君
佐藤 道夫君	西川きよし君
菅野 久光君	中村 敦夫君
松田 岩夫君	

反対者氏名

阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	

日程第三 防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
井上 吉夫君	井上 裕君
石井 道子君	石渡 清元君
市川 一朗君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩崎 純三君
岩瀬 良三君	岩永 浩美君
上野 公成君	海老原義彦君
尾辻 秀久君	大島 慶久君
大野つや子君	岡 利定君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	釜本 邦茂君
鎌田 要人君	龜井 郁夫君
龜谷 博昭君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公堯君
久野 恒一君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小山 孝雄君
倉田 祥肇君	佐々木知子君
鴻池 昭郎君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	坂野 重信君
清水嘉与子君	塩崎 恭久君
陳内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
常田 享詳君	中島 啓雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 越君	南野知恵子君

長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
服部三雄君	林 芳正君
日出 英輔君	平田 耕一君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
松谷蒼一郎君	松村 龍二君
三浦 一水君	水島 裕君
溝手 顕正君	村上 正邦君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山下 善彦君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 良平君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君
久保 巨君	郡司 彰君
小林 元君	小宮山洋子君
小山 峰男君	奥石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
齋藤 勁君	櫻井 充君
笹野 貞子君	高嶋 良充君
竹村 泰子君	谷林 正昭君
千葉 景子君	角田 義一君
寺崎 昭久君	内藤 正光君
直嶋 正行君	羽田雄一郎君
長谷川 清君	平田 健二君
広中和歌子君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	堀 利和君
本田 良一君	前川 忠夫君
松崎 俊久君	円 より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君

築瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	吉田 之久君
和田 洋子君	葉科 満治君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
但馬 久美君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	福本 潤一君
益田 洋介君	松 あきら君
森本 晃司君	山下 栄一君
山本 保君	渡辺 孝男君
大淵 絹子君	梶原 敬義君
日下部徳代子君	清水 澄子君
谷本 巍君	照屋 寛徳君
福島 瑞穂君	洲上 貞雄君
三重野栄子君	山本 正和君
阿曾田 清君	泉 信也君
入澤 肇君	扇 千景君
田村 秀昭君	高橋 令則君
月原 茂皓君	鶴保 庸介君
戸田 邦司君	平野 貞夫君
星野 朋市君	渡辺 秀央君
岩本 莊太君	奥村 展三君
田名部匡省君	堂本 暁子君
松岡満壽男君	水野 誠一君
山崎 力君	石井 一二君
佐藤 道夫君	西川きよし君
菅野 久光君	中村 敦夫君
松田 岩夫君	

反対者氏名

阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君

二三名

大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 古典君
吉川 春子君	

日程第四 裁判官の報酬等に関する法律及び裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
井上 吉夫君	井上 裕君
石井 道子君	石渡 清元君
市川 一朗君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩崎 純三君
岩瀬 良三君	岩永 浩美君
上野 公成君	海老原義彦君
尾辻 秀久君	大島 慶久君
大野つや子君	岡 利定君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	釜本 邦茂君
鎌田 要人君	亀井 郁夫君
亀谷 博昭君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀三君	久世 公義君
久野 恒一君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小山 孝雄君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君

二二一名

斎藤 滋宣君	坂野 重信君
清水嘉子君	塩崎 恭久君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
常田 享詳君	中島 啓雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
服部三雄君	林 芳正君
日出 英輔君	平田 耕一君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
松谷蒼一郎君	松村 龍二君
三浦 一水君	水島 裕君
溝手 顕正君	村上 正邦君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山下 善彦君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 良平君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君
久保 巨君	郡司 彰君
小林 元君	小宮山洋子君
小山 峰男君	奥石 東君

佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	岩本 莊太郎君	奥村 展三君	片山虎之助君	釜本 邦茂君	今泉 昭君	海野 徹君
齋藤 勤君	櫻井 充君	田名部匡省君	堂本 暁子君	鎌田 要人君	龜井 郁夫君	江田 五月君	江本 孟紀君
笹野 貞子君	高嶋 良充君	松岡満壽男君	水野 誠一君	龜谷 博昭君	河本 英典君	小川 勝也君	小川 敏夫君
竹村 泰子君	谷林 正昭君	山崎 力君	石井 一二君	木村 仁君	岸 宏一君	岡崎トミ子君	勝木 健司君
千葉 景子君	角田 義一君	佐藤 道夫君	西川きよし君	北岡 秀二君	久世 公義君	木俣 佳丈君	北澤 俊美君
寺崎 昭久君	内藤 正光君	菅野 久光君	中村 敦夫君	久野 恒一君	国井 正幸君	久保 巨君	郡司 彰君
直嶋 正行君	羽田雄一郎君	松田 岩夫君		倉田 寛之君	小山 孝雄君	小林 元君	小宮山洋子君
長谷川 清君	平田 健二君			鴻池 祥麟君	佐々木知子君	小山 峰男君	奥石 東君
広中和歌子君	福山 哲郎君			佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
藤井 俊男君	堀 利和君			齊藤 滋宣君	坂野 重信君	齋藤 勤君	櫻井 充君
本田 良一君	前川 忠夫君			清水嘉与子君	塩崎 恭久君	笹野 貞子君	高嶋 良充君
松崎 俊久君	円より子君			陣内 孝雄君	須藤良太郎君	竹村 泰子君	谷林 正昭君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君			末広まきこ君	鈴木 政二君	千葉 景子君	角田 義一君
篠瀬 進君	柳田 稔君			世耕 弘成君	田中 直紀君	寺崎 昭久君	内藤 正光君
山下八洲夫君	吉田 之久君			田村 公平君	竹山 裕君	直嶋 正行君	羽田雄一郎君
和田 洋子君	薬科 満治君			武見 敬三君	谷川 秀善君	長谷川 清君	平田 健二君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君			常田 享詳君	中島 啓雄君	広中和歌子君	福山 哲郎君
海野 義孝君	大森 礼子君			中島 眞人君	中曾根弘文君	藤井 俊男君	堀 利和君
加藤 修一君	風間 昶君			中原 爽君	仲道 俊哉君	本田 良一君	前川 忠夫君
木庭健太郎君	沢 たまき君			長峯 基君	成瀬 守重君	松崎 俊久君	円より子君
白浜 一良君	高野 博師君			野間 吉宏君	野沢 太三君	峰崎 直樹君	本岡 昭次君
但馬 久美君	統 訓弘君			西田 吉宏君	南野知恵子君	篠瀬 進君	柳田 稔君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君			長谷川道郎君	橋本 聖子君	山下八洲夫君	吉田 之久君
浜四津敏子君	日笠 勝之君			馳 浩君	畑 恵君	和田 洋子君	薬科 満治君
弘友 和夫君	福本 潤一君			服部三男雄君	林 芳正君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
益田 洋介君	松 あきら君			日出 英輔君	平田 耕一君	海野 義孝君	大森 礼子君
森本 晃司君	山下 栄一君			保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	加藤 修一君	風間 昶君
山本 保君	渡辺 孝男君			松谷蒼一郎君	水島 龍二君	木庭健太郎君	高野 博師君
大淵 絹子君	梶原 敬義君			三浦 一水君	村上 裕君	白浜 一良君	統 訓弘君
日下部禮代子君	清水 澄子君			溝手 顕正君	森田 次夫君	但馬 久美君	浜田卓二郎君
谷本 巍君	照屋 寛徳君			森下 博之君	矢野 哲朗君	鶴岡 洋君	日笠 勝之君
福島 瑞穂君	湖上 貞雄君			森山 裕君	山崎 正昭君	浜四津敏子君	福本 潤一君
三重野栄子君	山本 正和君			山内 俊夫君	山本 一太君	弘友 和夫君	松 あきら君
阿曾田 清君	泉 信也君			山下 善彦君	吉川 芳男君	益田 洋介君	森本 晃司君
入澤 肇君	扇 千景君			依田 智治君	若林 正俊君	森本 晃司君	山下 栄一君
田村 秀昭君	高橋 令則君			吉村剛太郎君	浅尾慶一郎君	大淵 絹子君	渡辺 孝男君
月原 茂皓君	鶴保 庸介君			脇 雅史君	伊藤 基隆君	日下部禮代子君	梶原 敬義君
戸田 邦司君	平野 貞夫君			朝日 俊弘君	今井 澄君	谷本 巍君	清水 澄子君
星野 朋市君	渡辺 秀央君			石田 美栄君			照屋 寛徳君

福島 瑞穂君 洲上 貞雄君
三重野 栄子君 山本 正和君
阿曾田 清君 泉 信也君
入澤 肇君 高橋 千景君
田村 秀昭君 鶴保 令則君
月原 茂皓君 平野 貞夫君
戸田 邦司君 渡辺 秀央君
星野 明市君 奥村 展三君
岩本 莊太君 堂本 曉子君
田名部 匡省君 水野 誠一君
松岡 満壽男君 石井 一二君
山崎 力君 西川 よし君
佐藤 道夫君 中村 敦夫君
皆野 久光君
松田 岩夫君

反対者氏名

二三名

阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤 美也子君 立木 洋君
富樫 練三君 西山 登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田 ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 宮本 岳志君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

賛成者氏名

二三名

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君
井上 吉夫君 井上 裕君
石渡 清元君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩瀬 良三君

岩永 浩美君 上野 公成君
海老原 義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野 つや子君
岡 利定君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
狩野 安君 鹿熊 安正君
景山 俊太郎君 片山 虎之助君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
亀井 郁夫君 龜谷 博昭君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 北岡 秀二君
久世 公堯君 久野 恒一君
国井 正幸君 倉田 寛之君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君
佐々木 知子君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
坂野 重信君 清水 嘉子君
塩崎 恭久君 陣内 孝雄君
須藤 良太郎君 末広 まき子君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
田中 直紀君 田村 公平君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 常田 享詳君
中島 啓雄君 中島 眞人君
中曾根 弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君
成瀬 守重君 西田 吉宏君
野沢 太三君 野間 赴君
南野 知恵子君 長谷川 道郎君
橋本 聖子君 馳 浩君
畑 恵君 服部 三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君
平田 耕一君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 松谷 蒼一郎君
松村 龍二君 三浦 一水君
水島 裕君 溝手 顯正君
村上 正邦君 森下 博之君
森田 次夫君 森山 裕君
矢野 哲朗君 山内 俊夫君

山崎 正昭君 山下 善彦君
山本 一太君 依田 智治君
吉川 芳男君 吉村 剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君
浅尾 慶一郎君 朝日 俊弘君
伊藤 基隆君 石田 美栄君
今井 澄君 今泉 昭君
海野 徹君 江田 五月君
江本 孟紀君 小川 勝也君
小川 敏夫君 岡崎 トミ子君
勝木 健司君 木俣 佳丈君
北澤 俊美君 久保 亘君
郡司 彰君 小林 元君
小宮 山洋子君 小森 峰男君
奥石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 雄平君 齋藤 勤君
櫻井 充君 笹野 貞子君
高嶋 良充君 竹村 泰子君
谷林 正昭君 千葉 景子君
角田 義一君 寺崎 昭久君
内藤 正光君 直嶋 正行君
羽田 雄一郎君 長谷川 清君
平田 健二君 広中和 歌子君
福山 哲郎君 藤井 俊男君
堀 利和君 本田 良一君
前川 忠夫君 松崎 俊久君
円より子君 峰崎 直樹君
本岡 昭次君 築瀬 進君
柳田 稔君 山下 八洲夫君
吉田 之久君 和田 洋子君
藁科 満治君 荒木 清寛君
魚住 裕一郎君 海野 義孝君
大森 礼子君 加藤 修一君
風間 昶君 木庭 健太郎君
沢 たまき君 白浜 一良君
高野 博師君 但馬 久美君
統 訓弘君 鶴岡 洋君
浜田 卓二郎君 浜四津 敏子君
日笠 勝之君 弘友 和夫君

反対者氏名

〇名

福本 潤一君 益田 洋介君
松 あきら君 森本 晃司君
山下 栄一君 山本 保君
渡辺 孝男君 阿部 幸代君
井上 美代君 池田 幹幸君
市田 忠義君 岩佐 恵美君
緒方 靖夫君 大沢 辰美君
笠井 亮君 小池 晃君
小泉 親司君 須藤 美也子君
立木 洋君 富樫 練三君
西山 登紀子君 橋本 敦君
畑野 君枝君 八田 ひろ子君
林 紀子君 筆坂 秀世君
宮本 岳志君 奥村 展三君
吉岡 吉典君 堂本 曉子君
大淵 絹子君 水野 誠一君
日下部 清代子君 石井 一二君
谷本 勲君 西川 よし君
福島 瑞穂君 照屋 寛徳君
三重野 栄子君 山本 正和君
阿曾田 清君 泉 信也君
入澤 肇君 高橋 千景君
田村 秀昭君 鶴保 令則君
月原 茂皓君 平野 貞夫君
戸田 邦司君 渡辺 秀央君
星野 明市君 奥村 展三君
岩本 莊太君 堂本 曉子君
田名部 匡省君 水野 誠一君
松岡 満壽男君 石井 一二君
山崎 力君 西川 よし君
佐藤 道夫君 中村 敦夫君
皆野 久光君
松田 岩夫君